

鈴木藤三郎と岡田良一郎

落 合 功

はじめに

鈴木藤三郎は、安政2年(1855)古着商平助の子として生まれた。5歳の時に菓子商の伊三郎の養子となり、明治7年(1874)の時に相続する。氷砂糖製造や精製糖生産を実現し、日本精製糖株式会社を設立し砂糖王などといわれた実業家であった。明治36年、37年にかけて衆議院議員にも当選し、政治家としても手腕を発揮する。実業家といえば経営手腕に注目されるが、鈴木藤三郎の場合は発明家としての手腕が評価され、砂糖のみならず、醤油醸造、製塩などにおいても重要な発明をしている。特許の数は明治31年から大正12年(1923)までで159にのぼる。また、鈴木藤三郎は家を相続した青年期に報徳思想に傾倒する。実業家として大成し、日本精製糖会社を退任した明治39年には、二宮尊徳の遺書約1万巻が相馬にあることを知ると、筆生20名を雇い、満3年をかけて筆写させた。その数は9014巻、2500冊にのぼるが、それを報徳文庫として、栃木県今市町の報徳二宮神社に奉納する¹⁾。

- 1) 鈴木藤三郎についての成果は伝記を中心としたものが多い。本論では、主として以下の成果を参考としている。楫西光速「鈴木藤三郎」(『産業史の人々』1954年、東京大学出版会)、山田克郎『銃眼のある工場—鈴木藤三郎伝—』(泰光堂、1942年)、服部一馬「近代的製糖業の成立期における二人の『企業家』—鈴木藤三郎と中川虎之助—」社会経済史学会編『近代企業家の発生』(有斐閣、1963年)、鈴木五郎『鈴木藤三郎伝—日本近代産業の先駆—』(東洋経済新報社、1956年)、鈴木五郎『黎明日本の一開拓者—父 鈴木藤三郎の一生—』(実業之日本社、1939年)、地福進一編著『報徳産業革命の人—報徳社徒 鈴木藤三郎の一生—』(二宮尊徳の会、2011年)、御手洗清「鈴木藤三郎」『遠州偉人伝 第二巻』(浜松民報社、1963年)。また、報徳思想の影響を受けた実業家を紹介したものとして、村松敬司「日本近代産業の指導者と報徳」(二宮尊徳生誕二百年記念事業会報徳実行委員会編『尊徳開顕』1987年、有

岡田良一郎は、天保10年(1839)に遠江国倉真村の庄屋佐平治の家に生まれた。父佐平治自身、報徳思想に影響を受けた人物であり、良一郎自身も強く影響を受け、16歳の時に二宮尊徳の門をくぐることになる。尊徳の晩年の弟子であったが、四高弟の一人として数えられている。その後、遠州に帰郷すると、掛川農学社や紡績会社の設置など殖産興業に尽力するとともに、県会議員、衆議院議員などに選出され、さらに遠江報徳社社長、大日本報徳社の社長になっている。金融面では掛川資産貸付所の設立に尽力し、掛川銀行の頭取にもなり、掛川信用組合を設立した。信用組合が公的に認められるのは明治33年(1900)の産業組合法成立のことだが、掛川信用組合はそれ以前に設立したことになる²⁾。

鈴木藤三郎と岡田良一郎を比較すると、鈴木藤三郎は菓子屋から氷砂糖製造、精製糖生産工場を設立し、日本精製糖会社や日本醤油会社の創業に関わり、生涯実業家であったのに対し、岡田良一郎は、もともと豪農で、遠江報徳社初代社長である岡田佐平治の長男として地域を担い、報徳運動を推進している。その意味では社会的な位置は異なる。しかし、いずれも遠江国出身で、報徳思想に熱心な人物として知られる。兩人共に報徳思想を規範に据えた実業家であり、衆議院議員にも選出されている。しかし兩人は必ずしも考えが一致していたわ

隣堂)。他に、並松信久『報徳思想と近代京都』(昭和堂、2010年)は、近代京都を例に報徳思想の浸透を具体的に明らかにすると共に報徳思想に触れる機会となった地方改良運動、報徳思想の影響を受けた実業家(波多野鶴吉、留岡幸助、西田天香)に注目している。

- 2) 岡田良一郎については、大藤修「岡田良一郎言論関係文書の紹介(一)」(『史料館研究紀要』第14号、1982年)、大藤修「維新・文明開化と岡田良一郎の言論(上)(下)」(『歴史』第66輯、第67輯、東北史学会、1986年、1987年)、大藤のこれらの成果は大藤修『近世の村と生活文化—村落から生まれた知恵と報徳仕法—』(吉川弘文館、2001年)にまとめられている。他に、海野福寿編「岡田良一郎年譜」(1972年、大日本報徳社)、岡田無息軒翁一代記 岡田淡山道人小伝(1977年再版、大日本報徳社)、「岡田淡山小伝並選集解題」(『復刻版 二宮尊徳全集 第36巻 別輯門人集』1977年)、仁木良和「明治前半期の豪農の経済思想について—岡田良一郎を事例として—」(川口浩編著『日本の経済思想世界—「十九世紀」の企業者・政策者・知識人—』2004年、日本経済評論社)、高木正朗「岡田良一郎—報徳主義者の殖産・救貧思想」(生活研究同人会『近代日本の生活研究』光生館、1982年)、伝田功「国民主義思想と農本主義思想」(『近代日本経済思想の研究』1962年、未来社)、足立洋一郎「報徳指導者岡田良一郎の報徳思想」(『岡田良一郎の報徳富国構想とその変化』『報徳運動と近代地域社会』(御茶の水書房、2014年))

けではなかった。よく知られるのは、鈴木藤三郎が苦心の末、氷砂糖製法を発明したとき製造工場の建設費用への融資を岡田良一郎に依頼したところ断られたという話である³⁾。また、鈴木藤三郎の出身地である遠江国森町には7社の報徳社があったが、そのうち城下報徳社のみが岡田良一郎が社長を務める遠江国報徳社に属していた。他の森町報徳社を始めとした6社は遠江国報徳社から分離し報本社を設立している⁴⁾。この点、報徳思想をめぐる見解の相違を是々

3) この時、岡田良一郎が鈴木藤三郎への融資を断った理由は不明である。この点、鈴木藤三郎の息子鈴木五郎が著した『鈴木藤三郎伝』で、鈴木藤三郎に対して岡田良一郎が断った箇所を引用しておこう。「およそ事業というものは、ほとんどの場合、なかなか予算通りにはいかないものです。まず予算に数割の利益が上がるようになっていても、実際は、その数分の一というのが普通で、中にはむしろ損失になるということさえ、珍しいことではありません。それですから、この事業のように、予算からして一割しか上がらないのでは、おそらく利益などは、とても得られないと思わなければならないではありませんまいか?」「……どうも、あなたが今度なさろうというような新事業は、他人から資金を仰いでしようとするのは、無理のように思われます。あなたは、大丈夫成功するという自信がありなさるであろうが、とかく新事業というものは、思わぬ故障が起りがちのもので、わしも、今までにいろいろな新事業に関係をして見たが、苦労ばかり多くて、なかなか予期したような効果は得られないものです。」と、新規事業、初期投資の難しさを指摘している。事実、岡田良一郎は、蚕糸業、紡績業などの起業に参加しているが、必ずしも経営を軌道に乗せることはできなかった。こうした自身の経験が鈴木藤三郎の融資に対し難色を示したものと考えられる。

4) 遠江国における報徳思想の始まりは、弘化4年(1847)3月のことで、安居院庄七が浜松の下石田村の神谷与平治に説いたことが始まりである。

毎年一度報徳大会を開催し、結社の数を増加させたという。嘉永6年(1853)岡田佐平治を始めとした7人(他は影森村内田啓助、下石田村神谷久太郎、気賀町竹田兵左衛門、松井藤太夫、森町新村(山中)里助、中村常蔵)は上野国日光神領に居住していた二宮尊徳のもとを訪ねている。彼らは遠州報徳七人衆といわれた。そして、明治8年、浜松に遠江国報徳社を設置し、岡田佐平治が社長となる(法人となるのは明治32年のこと)。

その後、良一郎が社長を継ぎ見附町と掛川町に分館を設置する。他方、報徳遠譲社は明治4年8月に福山龍助の指導により結社した。遠江国磐田郡三川村に本社を設置する。無利息貸付であるところが特徴である。

森町には新村里助(豊作)が、安居院庄七の指導により、森町報徳社を設置する。明治4年に福山龍助(安居院庄七が亡くなり、報徳の講師が不在となったのを受け、福住正兄に後継を相談したところ、小田原報徳社の福山龍助が推挙された)が遠譲社を組織した時に入社する。その後、明治8年に岡田佐平治が遠江国報徳社を結成した時に、こちらにも入社している。

遠江国報徳社が明治28年に無利息金の全廃を決定したのを受け、新村里三郎は同社から退社し、報本社を組織する(『遠州報徳の師父と鈴木藤三郎』二宮尊徳の会、『森町史 通史編 下巻』1998年)、『静岡県報徳社事蹟』に報本社の沿革が記されて

非々として理解するのではなく、両者の思想と実際の行動から考えたい。

本論の対象とする明治期を例にしても、「報徳」をめぐる研究は思想・経済・地域・運動・教育・社会など様々な視点から多い。本論にも関わる報徳運動の拠点である報徳社の研究も重要な成果である⁵⁾。そんな中、本論との関係から、三つの成果を紹介しておこう。一つは、海野福寿を中心とした研究成果である。この成果は、現地の史料調査に基きながら研究を進めたものだが、歴史学界の当時の研究動向である豪農論を念頭に据えつつ、近代以降の地方に展開した豪農の存在形態を明らかにしたものである。報徳思想が浸透した遠州地方であることも踏まえ、近代以降の地租改正の負担の増加や地元の殖産興業の課題に直面する中、豪農の活動に報徳思想が如何に影響を与えたかを明らかにしている⁶⁾。

あるので紹介しておこう。

遠江ニ於ケル報徳社ノ始ハ遠ク嘉永年間ニアリ、当時周智郡森町ノ人新村豊作有志ヲ会シ、一社ヲ組織ス、森町報徳社はナリ、爾後結社相次ギ明治初年ノ頃其ノ数大ニ増加セリト雖ドモ、未ダ之ヲ総括スベキ本社アラズ、明治五年福山瀧助ノ遠譲社ヲ組織スルニ方リテ、豊作之ニ入社ス、同八年岡田佐平治ハ遠江国報徳社ヲ結成スルニ方リテ又之ニ入社セリ、然レドモ其報徳会ノ取扱ニ関シ瀧助・佐平治ト意見ヲ異ニシ、遂ニ分離ノ止ムナキニ至レリ、明治十七年中佐平治長男良一郎遠江国報徳社ノ無利息扱ヲ全廃セントスルヤ現社長里三郎之ガ役員タリシヲ以テ之レニ反対セリ、同廿八年ニ至リ遠江国報徳社ノ無利息扱全廃ヲ決行スルヤ里三郎断然意ヲ決シテ同社ヲ退キシカバ、相次テ退社セシモノ二十五社ノ多キニ及ベリ、皆無利息扱ヲ以テ本旨ト為スモノナリ、故ニ相議シテ一団トナル、是即チ報本社ナリ、当時純粹ナル社团ニアラズシテ、只二十五社有志社員ノ斯道研鑽ノ機関タルニ過ギザリシカ、明治三十二年民法施行ノ際、社团法人ノ許可ヲ受ケ、爾來専ラ支社ヲ管理シツツアリ

- 5) 八木繁樹は「報徳社百四十年のあゆみ」（『尊徳開顕』1987年、有隣堂）において、二宮尊徳の門人たちが結成した報徳社に注目する重要性を指摘している。静岡県『静岡県報徳社事蹟』（1906年）は静岡県下の報徳社の取組を整理したものである。八木繁樹『報徳運動100年のあゆみ』（龍溪書舎、1980年）は、報徳運動の集大成と言える成果である。また、1977年までの成果は、古典的な成果を含めて、二宮尊徳百二十年祭記念事業会編『二宮尊徳研究文献目録』（龍溪書舎、1978年）に収録されている。他に早田旅人『近代西相模の報徳運動』（夢工房、2013年）、前田寿紀「二宮尊徳の報徳思想・報徳仕法の内在論理と近代日本における報徳社によるその継承」（『淑徳大学社会学部研究紀要 第36号』2002年）。

- 6) 海野福寿・加藤隆編『殖産興業と報徳運動』1978年、東洋経済新報社、中村雄二郎・木村礎編『村落・報徳・地主制』1976年、東洋経済新報社）。

中村政則・石井寛治「明治前期における資本主義体制の構想」（『経済構想日本近代思想大系』岩波書店、1988年）では、「豪農の経済意識」として岡田良一郎の勸業構想を「勤儉論」を通じて紹介している。同論では、『殖産興業と報徳運動』を参照し

二つ目は見城悌治『近代報徳思想と日本社会』である⁷⁾。同成果は、報徳運動の展開を近代を通して明らかにしたものである。同成果は一貫して報徳思想は二宮尊徳の思想を教条主義的に受け入れたものではなく、当該時代に応じて変化することを明らかにしている。当該期において報徳理解をめぐり門人間において意見の相違を招いているという指摘は注目できる。この点、足立洋一郎『報徳運動と地域社会』において、遠江報徳社（「御上」報徳）と遠譲社系報徳社（「下方」報徳、非主流「民衆的」報徳）として具体的に明らかにされてきている⁸⁾。個々の実証的成果は、本文中において紹介するとして、研究史の流れとして押さえておきたい点は、近世後期に二宮尊徳によって登場した報徳思想であるが、近代以降、一枚岩で理解されたのではなく、その折々で捉え返され、

ながら、岡田良一郎の勸業・富国思想について、1、政教一致の立場から、報徳思想に基づく勸業政策を实践、2、勸業の中心はあくまでも農業の振興、3、外国資本の導入に反対し、国内資本による民業の振興をはかる、4、階級調和を説き、自由民権運動を批判、という4つの性格を紹介する。そして、これは徳富蘇峰が描いた「田舎紳士」像に一致すると述べている。すなわち、明治8年、岡田良一郎の父佐平治は、遠江国報徳社を結成し、岡田良一郎は、報徳主義を指導理念とする「下からの」農本主義的勸業殖産を推進する。しかし、この間に力を蓄えていた都市部の商人資本や寄生地主との利害の対立が顕在化し、松方デフレから産業革命にかけて、次第に挫折を余儀なくされる。また、営利を目的とするよりは外国棉花の輸入によって衰退を迫られていた棉作を回復させることに重点をおいた政府の二千鍾紡績設立の呼びかけに呼応して作った遠州紡績会社を設立する。結局、一万鍾規模の大工場に押されて経営不振に陥り、解散を余儀なくされた。これ以後、岡田らの勸業殖産運動はさらに農業偏重に傾き、それにつれて報徳主義的勤儉思想は一層深く彼らをとらえていくようになる。こうした動きは蘇峰の平民社会のビジョンの崩壊とほぼ軌を一にしていると述べている。

- 7) 見城悌治『近代報徳思想と日本社会』（2009年、ペリかん社）。本書は、それまでの報徳思想研究の論点を整理し再構成した成果として貴重である。様々な論点を提示しているが、二宮尊徳が実行した尊徳仕法や尊徳像と、門人たちがそれぞれの立場から描いた尊徳像との間には違いがあることを明示し、その上で、近世から近代の報徳思想の継承と展開を明らかにしている。特に岡田良一郎と福山滝助の対立や、それに波及した新村里三郎について、書簡を通じて明らかにした。
- 8) 足立洋一郎『報徳運動と近代地域社会』（御茶の水書房、2014年）本書は多くのことを明らかにしているが、「御上」報徳＝遠江報徳社は行政権力と近づき、同社発展に大きな力となった。他方、「下方」報徳の代表的存在である遠譲社（福山滝助や金井利太郎）や報本社（新村里三郎）は民衆的立場を堅持し、権力に迎合しなかったが、教義に拘泥した守旧性に限界があるとしている。

ただ、同一地域に二種の報徳社が併存しており、これらの報徳社は全く相容れない関係だったわけでは必ずしもないことを明らかにしている。

【表1】 鈴木藤三郎略歴

安政2年	1855	静岡県森村、太田平助の子として生まれる。幼名才助
安政6年	1859	菓子商、鈴木伊三郎の養子となる。
明治7年	1874	家を相続。藤三郎に改名。茶を海外に輸出を考え、製茶貿易に従事。
明治9年	1876	尊徳の遺書福住正兄の『富国捷徑』を読む。地元、新村氏の薫陶を受け、尊徳の篤志者となる。菓子屋は菓子屋の力をもって発達することを悟り、茶業を辞める。
明治10年	1877	尊徳の分度の法を実践。前年度の利益のうち一定の分度を画し、利益の一部を翌年度の経費に編入する。
明治16年	1883	氷砂糖の製法を発明。
明治17年	1884	東京、村山仁兵衛商店と氷砂糖の一手販売特約を結ぶ。福川泉吾の支援を得て、森町明治町に氷砂糖工場設立。
明治21年	1888	10月、小名木川南葛飾郡砂村に工場建設に着手。(鈴木製糖所)
明治22年	1889	砂糖工場完成(鈴木製糖所)と共に砂糖事業開始。
明治24年	1891	鈴木鉄工部を設立。砂糖精製機械発明。
明治27年	1894	3月、氷砂糖工場から火事。工場全部を全焼。3か月で再建。
明治28年	1895	日本精製糖株式会社を設立。(資本金30万円、自家経営の精製糖及び冰糖事業の一切を提供)
		氷砂糖、精製糖業を開始する。「砂糖王」といわれる。
明治29年	1896	7月、洋行を行う。
明治32年	1899	日本精製糖会社、資本金200万円に増資。
明治33年	1900	井上馨、益田孝に会社組織、機械設計工場設置の主権を託され工場設置。台湾製糖会社を創設。同社社長に就任(38年辞任。)
明治35年	1902	静岡県駿東郡富岡村に100町歩の鈴木農場の経営を行う。
明治36年	1903	日本精製糖会社の社長となる。衆議院議員に選任される。(36年3月と、37年3月)
明治37年	1904	醤油醸造法など特許獲得。日本精製糖会社、資本金400万円に増資する。
明治38年	1905	福島県小名浜町に鈴木製塩所を設立。
明治39年	1906	無気蒸発缶など5件が特許となる。大阪製糖(日本精糖)、大里製糖に買収される。鈴木藤三郎退任。相馬に所蔵されていた二宮尊徳の遺著1万巻の謄写を始める。「実業報徳論」(『斯民1-1』4月)発表する。

明治 40 年	1907	日本醤油醸造会社を設立（資本金 1,000 万円）「職務本位」（『斯民 2-7』10 月）発表する。
明治 41 年	1908	二宮尊徳の遺著約 1 万巻（9014 巻）を筆生 20 人に満 3 年で筆写させ 2500 冊にした報徳文庫を、栃木県今市町の報徳二宮神社に奉納する。「一意専心主義」（『斯民 3-5』7 月）発表する。
明治 42 年	1909	日本醤油醸造会社がサッカリン使用で大問題。責を取り辞職すると共に、全財産を整理に使う。
明治 43 年	1910	5 月：尼ヶ崎の醤油工場が全焼。年末、日本醤油醸造会社解散。
明治 44 年	1911	『乾燥富国論』を著す。前年発明の熱風乾燥機を利用し、北海道釧路に鈴木水産工場設立。魚粉肥料工場、水産食料品製造を始める。
大正 2 年	1913	死去する。（東京赤十字病院）

山田克郎『銃眼のある工場—鈴木藤三郎伝—』（泰光堂，1942 年），鈴木五郎『鈴木藤三郎伝—日本近代産業の先駆—』（東洋経済新報社，1956 年），地福進一編著『報徳産業革命の人—報徳社徒 鈴木藤三郎の一生—』（二宮尊徳の会，2011 年）参照。

読み替えが行われながら，理解され実践されていたということである。そして，それは門人間や個々の報徳社間での考え方の差異となつて表面化するということである。

以上を踏まえつつ，本論では，鈴木藤三郎と岡田良一郎の思想と行動を明らかにしつつ，当該時代において両者の活動はどのような意味があつたのかを考える。

一．鈴木藤三郎の活動と理念

1. 鈴木藤三郎の活動

まずは鈴木藤三郎の活動について紹介する⁹⁾。諸活動については，紙面の都合により，全てを紹介することはできず，さらに掘り下げた議論は別稿に譲るが，まずは，略歴について【表 1】を参照しながら紹介しよう。

9) 本項の参考文献については，特に注記が無いものについては，註 1 の参考文献を参考にしている。

鈴木藤三郎は、安政2年(1855)、古着商太田平助の子として生まれた。5歳の時に菓子商の鈴木伊三郎の養子となる。藤三郎は13歳のときに家業に従事し、19歳(明治7年)のときに相続する。

家を相続すると、海外輸出が盛んな時期であり、地場産業として盛んだった茶業に従事する。このとき尊徳の弟子である福住正兄が著した『富国捷徑』を読んだ¹⁰⁾。同書と森町村の新村利助の薫陶を受け、報徳思想の信奉者となる。とりわけ尊徳の「荒蕪の力を以て荒地を拓く」という思想に感銘を受け、菓子屋は菓子屋の力をもって発達すべきであると悟り、茶業を辞めたという。このとき茶相場は悪く、しばらく時機を待つべきだとの忠告もあったが、一切を売り払ったという話が残されている。

その後、6年ほどかけ氷砂糖の製法を発明する。この間、砂糖が結晶化する模様を調べるために、自身の実験室の中に閉じこもり一日も外出せずに三カ月ほど試行錯誤を繰り返したという。食事も外から握り飯をもらうだけで、ようやく氷砂糖製法を見出した。実験室を出ると、すぐに病気となり、髪の毛は抜け、半年間寝込んだという¹¹⁾。

その後、鈴木藤三郎は東京の村山仁兵衛商店と氷砂糖の一手販売特約を結び森町に氷砂糖工場を設立した。この時、資金援助を岡田良一郎に期待したが断られ、結局、福川泉吾(森町村の実業家)の支援を得てようやく実現した。さらに明治21年10月、小名木川南葛飾郡砂村に工場建設に着手する。これが鈴木製糖所である。砂糖工場の完成と共に砂糖事業を開始する。また、砂糖精製機械を発明し、製糖機械が一般の需要に準ずるようにしたのである。ところが、明治27年3月、氷砂糖工場が火事になる。工場は全焼するが、3か月で再建する。明治28年11月には自家経営の精製糖及び氷糖事業の一切を提供し、資本金30万円で日本精製糖株式会社を設立する。

10) 同書は二宮尊徳が述べたものに福住正兄が追記したものである。同書について岡田良一郎は『報徳富国論』において、「福住氏ノ著富国捷徑ハ専ラ神教ニ託シテ言ヲ立テ儒仏二教ヲ遺スニ似タリ、然レトモ卑近ニシテ俗耳ニ通シ易シ其弊也」と、厳しく批判している。

11) 鈴木藤三郎「予が発明上苦心の経験」(井上泰岳編『我半生の奮闘』1909年)

世界における砂糖業史を考えると、中南米や東南アジアで奴隷労働を強いつながらサトウキビ生産を行い、アントワープ（ベルギー）やニューヨークで精製糖工場を設立することで、莫大な利益を搾取していた¹²⁾。このことを考えると、鈴木藤三郎が明治前期の段階で国内での精製糖生産を可能とし、精製糖会社を起業したことは、砂糖の輸入防遏を考える上で産業史的意味は大きいといえるだろう。

その後、鈴木藤三郎は明治 29 年 7 月から翌年 5 月まで洋行（米国、英国、仏国、独逸、シンガポール、ジャワ島、台湾を経る）を行った。米国渡航中、各国の砂糖をなめ分けて米国の技師が驚嘆したという話が残されている。その後も南葛飾郡砂村に工場を増設し、明治 32 年になると日本精製糖会社、資本金 200 万円に増資するなど発展する。

さらに、明治 33 年には井上馨、益田孝から台湾での会社組織、機械設計工場設置などを託され工場を設立する。台湾精製糖会社を創設し、社長に就任し 38 年に辞任するまで続けた。かくして氷砂糖、精製糖業に成功した鈴木藤三郎は砂糖王といわれるにまでなっていく。また、明治 36 年 3 月と 37 年 3 月の二回に渡り衆議院議員に当選する。

ところが、株主総会で会社の路線問題が紛糾すると、鈴木藤三郎は退任する。その後、同社は大阪にあった日本精糖会社と合併し大日本製糖株式会社となる。

鈴木藤三郎が日本精製糖会社を退任すると、蒸発缶や風力採鹹装置などを発明し、明治 38 年福島県小名浜町に鈴木製塩所を設立する。そして、明治 40 年には日本醤油会社を設立する（資本金 1,000 万円）。元々、日露戦争時に陸軍糧秣廠長から鈴木藤三郎に対し、従来の醤油エキ스는品質が悪いとし、醤油製造機械開発の要請を受け、醤油エキス製造機械（明治 37 年 3 月特許）を発明したという実績を持っていた。

鈴木藤三郎が醤油醸造法として画期的なことは速醸法を行ったことである。つまり、醤油醸造には発酵に 1 年以上かかる。これを発酵促進のため、仕込み桶を回転させ、空気を中に入れたり、スチームで温めるようにした。これによ

12) アンドレー・F・スミス、手嶋由美子訳『砂糖の歴史』（2016 年、原書房）

り発酵を早め、三カ月で醤油ができるようにした。鈴木藤三郎はこのことを「昔は夜を日についで早打ちをかけても一週間かかった東海道中も、いまは一晩でいくではないか。別に距離が短くなったわけではない。昔はカゴカキが前足を後へ、後足を前へ出して歩いたから一週間もかかった。いまは汽車の車輪が間断なく速く回転するから一晩で行くのだ。醤油の醸造にしても、同じようなことがいえる。昔は年に一回、櫓を使って一年かかったものが、今日は熱と空気を供給して間断なく回転すれば、三カ月でできるのは自明の理である……」と、語っている¹³⁾。実際、『日本東京総覧』（明治41年）の広告で日本醤油会社は、資本金1,000万円、年間の醸造石高は30万石と謳っている¹⁴⁾。当時、大口醸造家として知られるヤマサ醤油株式会社の年間醸造石高でさえ、18,000石程度であることを考えると¹⁵⁾、巨大醤油醸造企業の登場を意味していた。

ところがここで、醤油醸造の過程でサッカリンが混入していることが発覚する。サッカリンとは人工甘味料の一つで蔗糖の約500倍の甘さがあるといわれる。発がん性があるなどといわれ、現在では使用が制限されている。

明治34年10月16日、内務省令で人工甘味取締規則により、サッカリンなどの人工甘味質について、販売用は認めず、医療用など一部の例外のみでしか使用を認めなくした。ただ、実際のところ、当時、サッカリンは砂糖の代わりに煮物に使われたり、舐めものとして使われていたようである。よって当時はサッカリン使用は厳禁ということではなかった。しかし、このことが、刑事事件にまで発展する。醤油は川に廃棄され、尼崎の川の水は真っ赤になったといわれている¹⁶⁾。

13) 亀山一清「悲運に終わった恩人・鈴木藤三郎」（『熱と誠』ダイヤモンド社1965年）

14) 吉田潮舟『日本東京総覧』（日本貿易協会雑誌部、1908年）

15) 谷本雅之「銚子醤油醸造業の経営動向」（林玲子編『醤油醸造業史の研究』1990年）。なお、同成果によれば、明治31年における千葉県全体の醸造石高は約20万7000石である。

16) 亀山一清「悲運に終わった恩人・鈴木藤三郎」（『熱と誠』ダイヤモンド社1965年）なお、サッカリンの使用は東京工場で行われておらず、尼崎工場であったといわれている。鈴木五郎『鈴木藤三郎伝』を参照すると、「二日の午後には日本醤油会社尼崎工場の星野技師が、目下同工場で醸造中の醤油全部にサッカリンを混入したことを自白した。そこで、警視庁では、同社の東京工場の製品にもサッカリンが混入さ

結局、鈴木藤三郎は明治42年に日本醤油醸造会社を辞職し、会社の整理に全財産を使ったといわれる。なお、翌年、尼崎の醤油工場は全焼し、年末には日本醤油醸造会社は解散する。

その後も鈴木藤三郎は『乾燥富国論』を著し、前年発明の熱風乾燥機を利用して、北海道釧路に水産工場を設立し、魚粉工場、水産食料品製造を始めるなど活動を続けている。

大正2年に東京赤十字病院に入院し、死去する。

2. 鈴木藤三郎の思想と行動

鈴木藤三郎は、報徳思想を受容し、若いころは熱心に集会に参加した。また、当時の雑誌には「報徳教信者」などとも言われる¹⁷⁾。冒頭で紹介した報徳文庫の製作には三万円程度の費用がかかったとしている。その意味では、報徳思想に熱心な実業家と言えるだろう。鈴木藤三郎の関心は報徳思想を実業にどう生かすかであった。必ずしも報徳思想の全てを正確に理解し、解釈したというわけではない。あるいは教条主義的に指摘されたことを忠実に実行していたわけではない。この点は自身が「私の如き浅学のものには、詳細に了知することも、説明することも、固より難事でありますから、それからの事は学者先生がたの任務として、私は自分丈の卑見を以て、極、簡単に実用的に解釈をしたのであります」と説明する通りである¹⁸⁾。

鈴木藤三郎の思想は講演録などから見出すことができる。結論的に述べると、分度推譲論に特色を見出せるわけだが、この点、3つの点から明らかにしておきたい。

① 鈴木藤三郎の職分・誠心・勤労・分度・推譲論

職分・誠心(至誠)・勤労・分度・推譲の五つのキーワードは二宮尊徳の思想

れてはいないかと、東京市内を厳密に調査したけれども、関東では、そうしたものは一棒も発見されなかった」と、記されている。

17) 林有隣編『修養訓話 名士の信仰』(1924年)

18) 鈴木藤三郎「職務本位」(『報徳之研究』1907年)

の基本をなすと言えるだろう。鈴木藤三郎は自身も「誠心を以て本と為し、勤労を以て主と為し、分度を立つるを以て体と為し、推譲を以て用と為す。是報徳の本主体用として洵に斯道の綱領たり」と、述べている。さらに、「人は職務を本位となし、一生懸命に、職務の為に誠心を本とし、勤労を主とせねばならぬ。又分度を立て推譲の要としなければならぬ。斯ういふ風に、兎に角報徳といふものの終局をば、極く無雑作に考へたのである。」と述べているように、五つの用語が重要なキーワードであった。この点、それぞれについて述べていこう。

まずは「職務」についてである。鈴木藤三郎は「人には職務が分つてありますので、其己の執る所の職務に向つて、一意専念、之を以て義務なり、人間の道なり、義なり、一切合切、職務に向つては自身を抛つても惜くないといふの覚悟をきめ、それを天下の人が遺らず義務に応じ、職に応じて、此の如く決心して行つたならば、此社会といふものは、円満に発達して、最後には目的通りの天国にも、極楽にもなることが保け合はれる訳であります」「元来社会は職業を分担して成るものなれば身を職業に委て全力を尽すは善の最も大なるもの也」と、述べ、与えられた職務を勤勉に勤め上げることの重要性を指摘する¹⁹⁾。いわゆる社会的分業の中で職業が与えられているとしている。さらに鈴木藤三郎はこの立場から、「唯克く此の理を弁知して、勤むる者を尊しとなす。」と職業にはもとより上下の区別は無く、与えられた職業に専心すべきことを指摘する。

次に「誠心(至誠)」だが、「凡そ人たるもの各自其職業に対し、確乎不拔の覚悟を以て一意専念全力を注いで、其職に盡瘁する其決心を称して之を誠心と謂う」と、自分の職に尽瘁し、一意専心全力を尽くすことであると指摘し、誠心は万業の根本であると述べている。

そして「勤労」は、「専ら各自其職業に盡し、職業は先づ他人を益するを以て要義となす。故に克く勤労するものは、其反報に因つて富貴を得、是れ人道の妙用にして報徳の意義茲に在り、然るに世間往々職業は直接自己を益するもの

19) 鈴木藤三郎「実用的の悟道」(『報徳之研究』1907年)。鈴木藤三郎「報徳実業論」(『報徳之神髓』1908年)

と誤認し、他を顧みざるものあれども、斯の如き輩は決して成功あることなし」と述べている。ここで注目したいのは鈴木藤三郎の指摘する勤労とは真面目に仕事をするだけでなく（それは「至誠」）、また報酬に対する考えも勤労による対価ではない。鈴木藤三郎にとっての勤労とは、他人を益することで、その報いとして自身の益が得られ、結果として富貴を得ると述べている。他人を省みず自身のみが利益を得ることではないと指摘する。

「分度」については、「凡そ事業を経営するもの。分度確立せざれば、独立自営の体を為す能はず、仮令誠心、勤労、以て業を励み其得る所多きも、猥りに之を私消し、又は他方の用途に使用するあらば、本業の発展得て望む可らず。是に於てか、分度を確立し、純益の全部或は幾分を度外となし、職業の根本を培養するの資に供するは、最も肝要にして、是れ即ち、斯道に於ける積極的な事業を発展せしむるの原則にして、先哲未発の要法なり、然るに世間往々此分度の法を以て保守消極の制なりと誤認するもの少からずと雖も、元来報徳の教に於て分度の制を尊ぶ所以は事業をして積極的に発達せしめんが為めに外ならず」と述べている。これは利益をどう出すかという問題である。つまり、利益となるものを全て配分してしまったり、贅沢に他に使ってしまうと、何も残らない。しかし利益を精査し、さらに事業の糧に資するよう投下すれば、事業がさらに発展すると述べている。その意味で、分度とは限界を定めるという理解ではなく、むしろ事業を積極的に次の段階に発達するために資金を見出す法として理解すべきであると説いている。

そして、最後に「推譲」についてである。【史料 1】を参照されたい²⁰⁾。

【史料 1】

何れの事業と雖も報徳の教に従ひ本主体用の主旨に則り純益を制し、度外の財を推して之を事業の根本に譲らば何の業か発達せざるものあらんや。農業に於て、度外の財を肥培其他に推譲して、年々止まざるときは、人工を以て天然に勝ち、地質変換の如きも、亦容易の業ならん、工業に於て度外の財を機械の改良発明の資とし、又は職工の訓練奨励に推譲し、商業に

20) 鈴木藤三郎「報徳実業論」（『報徳之神髓』1908年）

於て商品売価の低廉又は買客の便利に推譲し、斯くて年々歳々絶へず之を
実行するときは発展の大なる真に計り知る可らざるものあらん、是れ事業
は事業の力を以て発展せしむるものにして、要は推譲にあるなり。然るを
従来農工商の生産業を経営するもの、分度を確立して推譲を事業の根元
に行ふもの稀にして、動もすれば小成に安んじ、純益は家計其他に浪費する
者あり、斯の如きは竟に本業の衰微を免かれず、或は家計の節約は確守す
る者ありとするも、純益をして事業の根本に推譲するを為さず、他の方面
に向つて放資するものあり、斯の如きは本業の大成を為す能はず、而して
偶々譲道の善美を講ずる者あり、又は之を行ふ者あり、可は則ち可なりと
雖も、其効や社会の一小局部に対する小惠的行為に外ならず、其結果たる
や斯道に於ける推譲と固より同日の論にあらざるなり。予曾て欧米を漫遊
し、彼国実業界に於ける幾多の成功者を訪問し、親しく其事業を観察した
るとき、彼等が成功の要は悉く推譲にあることを発見せり。

すなわち、分度を明らかにし、いわゆる利益分を浪費(または貯蓄)するの
ではなく、工業であれば設備投資や職工の訓練、技術開発へ充てる。商業では安
価にして顧客の便利に充てる。そして、農業であれば、肥料などに充てるよう、
「度外の財(分度を超えた利益)」を「事業の根本に推譲」することが肝要だと
述べている。その意味で、一般に云われる「世間の所謂、単に勤儉貯蓄と称す
るが如き、消極の主義と、素より同日の論にあらざるなり」と、節約するだけ
の意味ではないと述べている。

② 「荒地を開くに荒地の力を以てす」

「荒地を開くに荒地の力を以てす」という言葉は、二宮尊徳が浦賀の豪商宮原
屋清兵衛への書簡に見られる言葉である²¹⁾。鈴木藤三郎は、講演などの場で好

21) 二宮尊徳が下総国桜町領にいた天保12年(1841)、浦賀の宮原治兵衛ほか2名に
送った書状に「荒地はあれ地之力をもつて、荒蕪之広狭に拘はらず、遂に自然と起
き返り可申候、借財は借財之費を以致返済候はば、多少に拘はらず無借に相成可申
候……」と述べている(『復刻版 二宮尊徳全集 第6巻(書翰(一) 天保十二年十二
月十五日)』1977年)。なお、この「荒地を開くに荒地の力を以てす」の話について
は岡田良一郎も『活法経済論』の「富国第一」の項で触れている。

んでこの言葉を紹介している²²⁾。

【史料 2】

抑も初めに一反歩の土地を開くには、一反歩の土地を開くだけの資本が是非共入用である。其資本を作らんければならぬ。初め一反歩を開きますだけの資本があれば、他の一反の土地を開くには、其一反の土地から取上ぐる所の、収穫した米です。其田地から得るところの米は、仮に一石得るものと致しますと、此一石得たものを、此儘買ってしまうすれば、それ限りのことで、別に何も変わったことはありませんが、此に於て分度推譲といふことを応用いたします。何ういふ風に応用しますかといふと、先づ此取上げたところの土地を開いて、取上げたところの米を折半する。譬へば一石得たものならば、其五斗といふものを、明年開墾する食費に当てる、これに分度を立てます。それから其残るところの半分の五斗はこれを分外として使はない、分度外である。此分度外の米を以て、又明年一反歩の土地を開く資とします。二年にして二反歩の土地が出来る。三年目には二石の米が取れる。一石は食料として残り、一石は明年に推譲してこれを開墾の資とする。さうすると四反歩の土地が出来て、四石の米が取れる。其二石を食料にして、半の二石を以て、又翌年の開墾費用に推譲する。爾ういふことを年々繰返して行きますと、これを六十年開墾して出来上る土地は、二十四億四千四百三萬四千七百五十一町二反二畝十九歩になります。其初めは僅に三円若くは五円の資本、これに分度推譲の法を実行しますと、僅か六十年の後には、二十四億餘町歩の田地が開ける。それは数字の明に示すところであります。それで兎も角分度推譲を実業に応用しまして、此所まで研究を致しましたから、開墾のことは誠に疑ひなきところであります。

最初の1反歩の開発資金さえあれば、そこから田地を開墾できると指摘する。すなわち、1反歩で1石の米ができれば、5斗を食費に充て、残り5斗を分外

22) 鈴木藤三郎「分度推譲論」(報徳会発行『明石講演集 兵庫県専農協会発会式速記録 第二回報徳会夏期講演集』1909年)。

(分度外)として使わず、翌年の1反歩の開発資金に充てる(推譲する)。そして、2年目には2反歩、2石の米がとれる。そうすれば1石を食費に充て1石分を推譲する。これを毎年続けて、60年たてば、24億町歩もの田地が開墾されると指摘する。この考えを鈴木藤三郎が実践したということは、先に茶業を辞めた経緯(茶の利益を菓子に回すのではなく、菓子業を営む中で発展させる)や、製糖業の取り組みなどからも指摘できるところである。

③ 分度推譲論

「荒地を開くに荒地の力を以てす」という墾田の例も分度推譲の考えに基づいていることは明かだが、もう一つ菓子業を営んでいた時の家計調査とからめて同様な実践経験を紹介している。予算と実算とを照合する必要性を説くと共に、事業が大きくなると、必要品に対する出費ではなく、節約すれば十分節約できるもの(事業にも家計にもあまり関係ないもの)が出て、事業の拡張や慈善事業に使うべきだと述べている²³⁾そして、自身の菓子業においても実践した経験を以下のように紹介する²⁴⁾。

【史料3】

其当時私は甚だお恥しい身分で、駄菓子の製造販売を本職として居りました。其時に何うか自分は駄菓子を製造して居るから、此駄菓子の営業の上に、此分度推譲を応用して見たい。これを応用すれば、効績があるであらうと、斯ういふことを考へました。それで其当時、私には養父がありました。其以前の計算は審かになつて居りませんが、調べて見ると甚だ小さなことごとございます。一箇年に此菓子の売上金高は一千三百五十円、斯ういふことになつて居ります。それから自分の暮します生活費用が幾ら要るか、これを調べて見ましたらば、丁度一箇年二百六十二円といふものが要ります。爾うしますと、一千三百五十円の売上総収入の内から、二百六

23) 同内容は静岡新報に「報徳的家政整理」と題した同氏の談話を紹介したものである。鈴木藤三郎「家政調べ」(『農業雑誌』33-10, 1017号, 1918年4月)。

24) 鈴木藤三郎「分度推譲論」(報徳会発行『明石講演集 兵庫県尊農協会発会式速記録 第二回報徳会夏期講演集』1909年)

十何円といふ利益を収めて居たことが確まりました。即ち約二割幾らといふ利益を得て居つたこととございます。これに分度推譲を何ういふ風に應用すれば宜しいか、先づ分度を立てなくてはならぬ。一箇年一千三百五十円といふ売上があるといふことが、其時の天分でありました。其天分に依つて、度を制しますのに、矢張り二百六十何円といふ生活費を使つてしまひますれば、何時までも此通りで、少しも変わりません。此に於て、生活費の二割を減ずる必要があります。爾うせんければ、推譲することが出来ない。それから二百六十二円の生活費の内から、五十円を減ずることにしました。ところが只漠然五十円を減じては、暮しが附かない。そこで家計上必要なものを書立てて見ると、当時百三十種の品物が要る。百三十種なければ生活することが出来ない。其百三十種の内から、最も必要なもの、即ちこれがなければ生きて居られぬといふものを片つ端から書抜きまして、これはなくても生きて居られるといふものだけを取つて、爾うして減じて行きましたら、丁度五十円減ずることが出来た。五十円減じますと、二百十二円といふことになります。先づ二百十二円といふ予算を立てまして、それから五箇年間これを分度としました。爾うして五箇年間此法を実行して見まして、其成績は如何であるかといふことを先づ試験を致しました。それからただ此法のみでは不可ません。至誠、勤勞といふことも離るゝことが出来ませんので、明治十年一月一日を期限と致しまして、朝は五時に起き、夜は十時に寝る。これにも分度を極めまして、爾うして此一年を一生懸命に働きましたが、其一箇年末に計算をして見たところが、幸ひにも其売上げた金高といふものが、以前より増して、二千元程になりました。それから得たところの純益から、経費二百十二円を引いて、残り七十円といふ純益金が殖へた。それが残る訳でございます。千三百五十円を分度として置いて、二千元に売上が殖えましたから、此金高に対する利益といふものが増したのでございます。爾うすると其翌年は、七十何円といふものと、経費の外から出しました五十円と百二十五円といふものとは、これは分度外の金が出来た。其分度外の金を以て、明年販売するところの品物を

安く買ふといふことにした。昨年は二割の利益を取つたが、本年は一割半に利益を減ずることが出来ました。其年もやりましたから、二年目の販売高は、三千五百円と増しました。爾うして又其年も二百円の利益を得ることが出来た。爾うすると三年目には、又三千幾円の内から二百円を取出しました。

即ち推譲を致しまして、此度は一割利益を取れば宜いといふことになつた。又物を安く買ふ、爾ういふ仕方を年々やつて来ましたから、分度がシッカリ立つて居ります。それを明治十年から十四年まで五年の間実行致しました。私は初めから、五年を一期としてやつたので、其一期を調べて見ますといふと、斯ういふことになる。売上金高一万二千元、資本金は始めたときに二百六十何円ございました。其二百六十円の資本が、一千二百円といふことになつた。此法を行はぬ前の売上高は、千三百五十円で、資本金は二百六十円といふのでありましたのが、此五年の後に調べて見たら、売上金が一万二千元、資本金が一千二百円といふことになりました。これは初めから資本を殖さうといふのではなく、分度を極めて、度を制し譲つて行つたから、到頭千二百円といふことに繰上つたのであります。

▲製糖事業に応用せし結果　そこで私は如何にも二宮先生の教は、其通りに行く訳である。僅に菓子営業に応用して、五箇年やつて見ましても、歴然と其効が現はれ、売上金高は約九倍となり、資本金が四倍以上にもなりました、誠に明かなことであるといふことが確かまつた……

要するに、一年間の菓子業により 1,350 円の売上高があり、262 円が生活費であったとする。そうすると、1,350 円が天分で、度を制するのが 262 円ということになる。この 262 円を使い切つてしまえば、発展の余地が無いので、切り詰めて 50 円残すように考える。そのために、家計簿を整理し、支出の 130 項目を精査し、最も必要な物（生活必需品）と、無くても生活できるものを仕分けし、50 円を減ずるようにする。こうして、212 円を毎年（当面 5 年間）の予算として設定し生活することに決める。翌年、菓子業の売上高が増え 2000 円になったが、生活費 212 円を維持したので、70 円が残額となる。こうなると、利益を 2

割で販売したのを、1割5分そして1割と安価にする。これで客が喜んでたくさん買うことで3500円の売上高となっている。そして次は原料を安く購入し、安く販売することで、売り上げをさらに伸ばし、五年後には売上高1万2000円、資本金は1200円にまで増額している。このように、分度を見極めることで生活費を切り詰め、その分で安く原料費を購入する。そして、推譲（相手が喜ぶ行為）として安く販売した結果、5年で売上高は9倍、資本金は4倍を超えたと述べている。このように、分度・推譲の考え方を応用して資産を増やしていく取り組みを当時は「報徳的家計整理」などとも言われていた²⁵⁾。

この事例は特別なことではなく、「此報徳の分度推譲の法を、大なる事業、小なる事業、其事業の大小を問はず、一般の実業上に行ひますれば、如何なる事業でも、発展せないといふことはない。」「然るに分度を立て、爾うして其余財を、職工の奨励とか、教育とか、器具器械の改良、其他総てこれを行つて、年々歳々推譲をして行きましたならば、如何なる工業でも発達するであろうと思います。」と²⁶⁾、分度推譲の考え方は事業の大小にかかわらず適用できると指摘し、推譲の方法も客のために価格を下げたり（利益を落とす）、まとめて原料を安く買うようにするなど多様であると指摘する。つまり事業の発展に資するように余剰の利益を投下する（推譲する）重要性を指摘する。この場合、推譲とは、貯蓄するという消極的な意味ではなく、次の発展のための事業への投資であると述べている。

また、鈴木藤三郎はこういった分度推譲の考えは、利益の使途の問題だけではなく、労働においても指摘している²⁷⁾。

【史料4】

其約束通りの時間に出て、約束通りの働きをして、約束通りの時間に帰れば平々凡々である。約束時間、勤務時間の内に於ても、専ら推譲をいたし、

25) 鈴木藤三郎「家政調べ」（『農業雑誌』1017号、1908年）。

26) 鈴木藤三郎「分度推譲論」（報徳会発行『明石講演集 兵庫県尊農協会発会式速記録 第二回報徳会夏期講演集』1909年）。

27) 鈴木藤三郎「分度推譲論」（報徳会発行『明石講演集 兵庫県尊農協会発会式速記録 第二回報徳会夏期講演集』1909年）。

身体を以て、又頭を以て推譲をする、約束以上のことをする。一生懸命に、定めた時間より早く出て、遅くまで勤める、これが推譲である。即ち精勤といふ推譲をいたすのであります。

つまり、労働時間を決められた時間だけ勤務するのではなく、約束以上のことをしたり、時間より早く出勤したり、残業することを精勤といい、推譲であると述べている。

二．岡田良一郎の活動と理念

1. 岡田良一郎の活動

岡田良一郎の活動については、これまでも多くの研究で明らかにされている通りである。【表2】を参照しつつ、簡単に概観しておこう²⁸⁾。岡田良一郎は天保10年(1839)10月、遠江国佐野郡倉真村の庄屋佐平治の家に生まれた。報徳思想に傾倒したのは、良一郎自身というよりも父佐平治の方であった。

父佐平治は嘉永元年(1848)に牛岡組報徳社を設立する。このとき参加した遠

【表2】 岡田良一郎略歴

天保10年	1839	10月21日、遠江国佐野郡倉真村の庄屋佐平治の家に生まれる。
嘉永元年	1848	父佐平治、牛岡組報徳社を設立。報徳連中を組織(32か村、400余人)佐平治の推譲金連中積立の半額に及んだという。
安政元年	1854	二宮尊徳の門をくぐる。
安政3年	1856	二宮尊徳死去
安政6年	1859	遠江に帰る
万延元年	1860	倉真村下組の庄屋を務める。
明治4年	1871	庄屋役が廃止となり、小区長学区取締兼務となる。(明治6年第三区副長、明治10年大区長)
明治6年	1873	浜松県庁に出仕。資産金貸付所の設立を建議(明治7年設立)。
明治7年	1874	士族授産を目的に浜松・掛川に産業所を設置
明治8年	1875	遠江国報徳社社長に就任。(父佐平治から引き継ぐ)

28) 本項の参考文献については、特に注記が無いものについては、註2の参考文献と同じである。

鈴木藤三郎と岡田良一郎

明治 10 年	1877	私塾冀北学舎を開校。(英学を主としながら漢学, 数学), 静岡県会議長になる。
明治 11 年	1878	2 月, 掛川農学社設置 (殖産興業の拠点), 4 月, 資産金貸付所の総括に任じられ, 機構, 経営改革を実施。
明治 12 年	1879	紡績会社設立を計画。静岡県佐野・城東郡長となる。『活法経済論』刊行される。
明治 14 年	1881	『報徳富国論』刊行される。
明治 15 年	1882	掛川農学社に製糸場を設立。
明治 16 年	1883	佐野・城東郡長を辞任。
明治 18 年	1885	掛川銀行頭取となる。
明治 19 年	1886	県会議員となる。
明治 23 年	1890	衆議院議員に選出される。
明治 24 年	1891	信用組合法が貴族院に提出されるも審議未了で不成立となる。
明治 25 年	1892	掛川信用組合 (後の掛川信用金庫, 現在の掛川島田信用金庫), 見附報徳社連合信用組合設置
明治 26 年	1893	遠江国報徳社社長となる。浜松信用組合, 永田信用組合, 有渡守信用組合, 志太益津信用組合など設立。
明治 28 年	1895	日本精製糖株式会社, 監査役 (明治 34 年まで)
明治 31 年	1898	遠江国報徳社が社団法人の認可がおりる。
明治 33 年	1900	産業組合法成立。
明治 34 年	1901	産業組合法に準拠し, 掛川信用組合定款改正を行う。6 月 24 日静岡県知事より認可。新定款により理事長になる。(大正元年まで)
明治 36 年	1903	引退。家督を長男良平に相続。
明治 39 年	1906	柳田国男「報徳社と信用組合」(『斯民 1-2』5 月), 同「報徳社と信用組合 (続)」(『斯民 1-6』9 月) 発表する。岡田良一郎「柳田国男氏の報徳社と信用組合論を読む」(『斯民 1-5』8 月), 同「再び柳田国男氏の報徳社と信用組合論を読む」(『斯民 1-8』11 月) 発表する。
明治 44 年	1911	遠江国報徳社を大日本報徳社に改称
大正元年	1912	大日本報徳社社長を辞任。
大正 4 年	1915	倉真村の自宅で死去。

大藤修『近世の村と生活文化―村落から生まれた知恵と報徳仕法―』(吉川弘文館, 2001 年), 海野福寿編「岡田良一郎年譜」(1972 年, 大日本報徳社), 『岡田無息軒翁一代記 岡田淡山道人小伝』(1977 年再版, 大日本報徳社), 「岡田淡山小伝並選集解題」(『復刻版 二宮尊徳全集 第 36 巻 別輯門人集』1977 年)

江国内の報徳連中は、32 か村 400 人余りに及んだ。このとき、佐平治の推譲高は、連中積立の半分に近かったという。さらに、嘉永6年(1853)には、天保5年(1834)までの20年間の収穫高を平均し、それを分度とし、余財分を推譲として毎年50俵を60年間に上納し、掛川領村々の窮民撫恤荒地開墾のために充ててを願い出ている。さらに明治8年(1875)になると遠江国報徳社を組織し、佐平治が初代社長に就任する。

岡田良一郎は、佐平治の影響を受け、安政元年(1854)に二宮尊徳の門をくぐる。二宮尊徳は安政三年に死去しているので晩年の弟子であった。当時の尊徳

【表3】 資産金貸付所の資産金起源

	円	石	
正金貯穀	8,947.9624		管内非常備金、収税の内40分の1村々へ備え。
郡中非常備金	2,200.0000		明治2年郡中非常備のため静岡藩へ献金。殖物富産、窮民救助の資金へ
豊田郡中泉村	331.8783		救窮済貧のため中泉役所へ献納。従来は無利息年賦で繰返貸付
中泉村差出金	1,040.0815		救窮済貧のため中泉役所へ献納。従来は無利息年賦で繰返貸付
中泉村寄付金	320.0947		救窮済貧のため中泉役所へ献納。従来は無利息年賦で繰返貸付
坊中村医王寺淳岳献金	1,000.0000		窮民救助のため献金。明治元年天竜川洪水に対する献金
坊中村医王寺淳岳献金利息	186.8800		明治4年、5年利息
岡田佐平治報徳金	1,646.7560		二宮金次郎教諭に基く。報徳譲田として窮民撫育の一助として太田備中守へ願
貸付貯穀		131.963	難村へ貸付
恵済倉代金	739.6192		中泉支配所村々凶荒予備の為。安政4年林伊太郎自身出穀。
11 か年元利金(万延元年～明治5年)	1,443.3700		利金運用分
報徳社中積立金(明治4年12月)	131.5000		山名郡堀越村永井五郎作ほか23人窮民救助仕貸付金へ加入願
報徳社中積立金(明治5年12月)	41.5000		周知郡森町山中里三郎他12人
掛塚村仕法金(文久元年)	50.0000		水難非常備えのため出金。利息156円52銭4厘下げ渡し。
文久元年より明治5年まで12年間元利	106.5240		
城東郡土橋村仕法金	275.9380		土橋村困窮の為、元金534円のうち、文久3年50円下げ渡し、以後1割利息で貸付、利息の内20円村方へ下げ渡し。元金主へも下げ渡し。結果の金額。
池田村渡船方差出金	500.2913		水難非常備えのため出金
佐野郡幡鎌村仕法差出金(明治3年)	50.0000		
佐野郡掛川宿仕法差出金(明治3年)山崎千三郎	50.0000		
佐野郡倉真村仕法差出金(明治3年)岡田佐平治	150.0000		
幡鎌村仕法金(明治5年)	117.6950		幡鎌村困窮に付貸付
山名郡中野村仕法貸付金	120.5672		中野村困窮に付貸付
米価下落益金	31.5150		益金28円65銭と利金2円86銭5厘
合計	19,482.1726	131.963	

「資産金貸附所の資産金起源取調書」(「静岡県史 資料編16 近現代一」1989年)

塾は、読書は余業で、実務こそ修門という気風があり、書物を読み学ぶことこそが学問修行の道であると考えられていた。経国済民は学問研究の結果にあると考えていた岡田良一郎にとって、こうした考えに違和感を持ちつつも、他の高弟たちが日光神領の廻村や開発測量製図、道路橋梁、用排水事業などに全力を尽くしている姿を学び、空いている時間は寸暇を惜しまず読書したという。こうして、岡田良一郎は、富田高慶、福住正兄、斎藤高行と共に四高弟の一人として数えられている。このような良一郎のことを尊徳は「遠州の小僧」と言っ
てかわいがったという。安政6年(1859)、遠江に帰ると、幕末から倉真村の庄

1割利足、内6分は利倍積立、4分は殖物富産、済貧のため	
貸付利金1割、内6分年々利倍、4分殖物富産のため	引佐郡毛賀町気賀半十郎1000円、同所気賀鷹四郎100円、長上郡木船新田村平野又十郎500円、引佐郡気賀上村竹田勘七郎150円、引佐郡下荆部村内山伊和太郎50円
今後、1割利足、内5分は利倍積立、5分は殖物富産	
今後、1割利足、内5分は利倍積立、5分は殖物富産	山田勘兵衛、山田徳兵衛差出金。
今後、1割利足、内5分は積立、5分は別途に備え	
今後、1割利足、内6分は利倍積立、4分は殖物富産、済貧のため	
今後、1割利足、内6分は利倍積立、4分は殖物富産、済貧のため	安政元年撫育金100両(掛川城主太田備中守へ窮民撫育金として献金)、安政元年以降報徳米50俵、以後明治5年まで換金(うち457両2分3朱余は明治元年太田備中守上総芝山へ転封につき彼地で救助仕法執行)
	粳97石3斗5升、麦110石、稗1790石2斗5升
利金1割の内、8分は利倍積立、2分は元中泉支配所村々救助、または殖物富産	この間、山名郡中野村下り渡し分127円(同村困窮救助仕法)なお、元利金は元本も含まれているので上記「恵済倉代金」の金額を差し引いている。
年々5分利金主下り渡し、5分利積み立て	
年々5分利金主下り渡し、5分利積み立て	
	元利金は元本も含まれているので上記「掛塚村仕法金」の金額を差し引いている。
年々利金村方へ下り渡し。	100円が安政3年3月の元本で、18年元利積金
貸出利金年1割のうち4分金主へ下り渡し。6分村方仕法へ	
貸出利金年1割のうち4分金主へ下り渡し。6分村方仕法へ	
貸出利金年1割のうち4分金主へ下り渡し。6分村方仕法へ	

屋を務め、明治6年(1873)から浜松県庁に出仕し、旧静岡藩が明治2年から3年にかけての凶作の経験から始めた庚午貯蓄米の売却代金を資金とした資産金貸付所の設立を建議する²⁹⁾。同年、資産金貸付所は浜松県の指導の下、開始されることになる。ちなみに、このときの原資とした1万9,582円と米132石の中には、岡田佐平治が安政元年より献金し続けた報徳金(推譲金)1,647円も含まれている³⁰⁾。浜松県庁に残されていた余剰資金を集め、水利・土木利用や困窮した村々に充てられた(【表3】参照)。なお、岡田良一郎は、明治11年2月には、同所の総括を務めている。

さらに明治12年に岡田良一郎が佐野・城東郡長に就任すると、「勸業資金」を募集し、加入者の積立金を資金として別口で貸し付けた。この資金は、その後の信用組合設立の資金へと充てられた(明治25年10月に初の信用組合、掛川信用組合が設立される。)。なお、資産金貸付所は明治22年(1889)2月、普通銀行業務の取り扱いを始め、明治26年2月に資産銀行と改称する。また、明治18年には掛川銀行頭取に選出されている。

明治8年には士族授産を目的に浜松掛川に産業所を設置する。さらに、明治11年に勸業推進の拠点として掛川農学社を設置した。明治15年に製糸場を設置するものの、松方デフレの影響を受けて失敗する。他にも明治17年、遠州紡績会社を設立するものの、それに先立ち政府から貸し下げていた紡績機は火災となり、さらに創業当初から経営難で失敗する。また、岡田良一郎は地元の本格的演説結社にあたる参同社が明治12年に結成されると、それに参加する³¹⁾。そして、明治19年3月には県会議員、明治23年には衆議院議員に選出されている。

明治18年には浜松と見附の二か所に報徳館を設置する。そして明治10年(1877)、父佐平治から遠江国報徳社を引き継ぐと、明治44年には大日本報徳社

29) 「遠江の資産金貸付所」静岡県編『静岡県史 通史編5 近現代一』(1996年)なお、資産金貸付所設立の経緯と岡田良一郎の関りについては、「岡田淡山小伝並選集解題」(復刻版 二宮尊徳全集 第36巻 別輯門人集)1977年に詳しい。

30) 「資産金貸付書の資産金起源取調書」『静岡県史 資料編16 近現代一』(1989年)詳細は【表3】参照のこと。なお、岡田佐平治は同所の御用掛の一人に任じられている。

31) 「参同社の誕生」(静岡県編『静岡県史 通史編5 近現代一』1996年)

と改称し、岡田良一郎が初代社長に就任した。岡田良一郎の死後になるが、この大日本報徳社は全国組織として大正13年(1924)には大合併が行われる。昭和15年(1940)の『報徳社事業年鑑』を参照すると³²⁾、大日本報徳社の所属報徳社は、静岡を始めとした中部地方を中心に、全国の法人社数449社、非法人社数287社、新社数47社にもおよび、社員は30,506人にもなっている。岡田良一郎は大正4年(1915)1月1日に死去している。

明治期の岡田良一郎の立場は複雑である。それは殖産興業を推進する豪農の一員としての立場の場合もあれば、報徳運動の担い手の立場でもあり、金融活動を地域に活性化する立場でもあった。その内容は、それぞれ関連するものの、発言を一元的に理解するのは難しい。

2. 岡田良一郎の思想と行動

岡田良一郎の思想の特徴として、しばしば指摘されるのが財本徳末論である。岡田良一郎は著書『報徳富国論』(1881年)において、「徳アリ未タ必シモ財ヲ生スル不能ナリ、財アリ以テ徳ヲ成スヘシ、先生曰財ハ本也、徳ハ末ナリ」と、徳があったとしても財を築くことはできないし、財が生じてこそ徳を実践できる(富を得ることで徳を実践できる)と述べている。その点で、岡田良一郎の発想は実利主義的な発想を取り込んでいるという指摘がある³³⁾。この考えは、報徳思想の神道的側面を強調する福住正兄や、徳本論(徳こそが大事とする)を主張する富田高慶などたちから反発を招いている³⁴⁾。ただし、「財ハ本也、徳ハ

32) 大日本報徳社『報徳社事業年鑑 第二十五』(1941年発行)

33) 『報徳富国論』の「財政」の冒頭。

34) 海野福寿「殖産興業と豪農層」海野福寿・加藤隆編『殖産興業と報徳運動』(東洋経済新報社、1978年)関連箇所を紹介しておきたい。「財本論は、徳本論を教義とする先輩富田高慶らの激怒を買った。富田は『狂セルカナ良一郎、故先生ノ遺教ヲ傷ク、一言以テ足レリ』と語り、二宮尊親(尊徳の孫)は『責文書』を岡田に送り財本論の撤回を求めた。これに答えて岡田は『……我ニ於テ固ク信ズル所、且ツ当今泰西ノ学士、専ラ財本徳末ノ論アリ、蓋シ故先生当時ニアッテ今日ヲ看破セラレタル卓論ト愈々信ジテ疑ハズ、因テ財本ノ語ハ富国論中、刪ヅルコトノ成ラヌ次第』と、要求をはねつけたという。」なお、同書では、岡田良一郎の思想の特質として、財本徳末論の他に、政教兼備論(富国のための施策の実践体系である「政」と、「教」すなわち報徳理論体系を兼備するものでなければならない)と、階級対立を否定した調

末也』というような、あからさまに経済を優先させる主張は、若い時代（二〇代）の著作に見られるだけで、後にみずからが報徳主義の中心人物になると影をひそめている」という指摘がある³⁵⁾。岡田良一郎の20歳代といえば、まだ幕末維新时期で倉真村の庄屋を務めている時期であり、『報徳富国論』が刊行されるのは明治14(1881)年で40歳代のころである。ただ、いずれにせよ財本徳末論は生涯を通した考えではないといえるだろう。

また、岡田良一郎の発言としては、勤儉と推譲がキーワードだといえる。海野福寿は明治前期の遠州地方の豪農層の動向から、階級対立や自由民権的政党化の動きを融和する概念として一般農民には勤儉を求め、豪農には推譲を求めることを勸業の要道とし地域融和を図った（「貧富相和シ、財宝生ズ」）ことを指摘する³⁶⁾。勤儉の「勤」とは、ただ真面目に仕事をするだけではなく、空いている時間（余暇）も休息せずに仕事に精励することを「真正の勤」と呼び、「儉」は儉約する意味だけではなく、本来得る作徳や労働時間に対し余分に得たことだと指摘する³⁷⁾。また、推譲については貯蓄との違いで紹介する。岡田良一郎は、1900年2月の帝国農家一致協会で演説した際、「勤儉貯蓄ハ一ニ人間ノ本務ト云ヘキモノナリ、其本務ヲ成シ遂ル、之ヲ報徳ノ道ト云フ、故ニ諸君ニ向テ報徳ノ道ヲ説クハ即チ是レ勤儉貯蓄ヲ勸奨スル所以ナリトス、但報徳ノ道ニ在テハ貯蓄ト云ハスシテ推譲ト云」と述べているように、勤儉と貯蓄（推譲）が本質であると指摘する。ただ貯蓄するという行為は決して自身の利得を目的としているわけではなかった。「眼前衣食足ラサルカ為ニ勤儉ヲ行フニ非ス、飢饉凶歳ノ恐れヘキカ為ニ貯蓄ヲ為スニ非ス、常ノ心掛ヲ以テ常ノ道ヲ行フニ過キサルモノナリ、天下何者ヲカ貴トシトスル勤儉推譲ヲ行フモノヲ尊トシトス」「報徳ノ道ニ於テ推譲ト云ハ世人ノ所謂貯蓄是ナリ、之ヲ貯蓄ト云ハスシテ推譲

和論の三つの点を指摘している。

35) 中村雄二郎「岡田良一郎の報徳思想」『村落・報徳・地主制』（東洋経済新報社、1976年）や（39）もあわせて参照のこと。

36) 海野福寿「殖産興業と豪農層」（海野福寿・加藤隆編『殖産興業と報徳運動』東洋経済新報社、1978年）

37) 「（名誉同盟員岡田良一郎君演説）報徳演説筆記 全 帝国農家一致協会出版課」（1900年）

ト云ハ今日得ル所ノモノ明日ニ譲リ、今年得ル所ノモノ明年ニ譲リ、蓄ヘ我一生蓄フル所ノモノ之ヲ子孫ニ譲リ、亦之ヲ他人ニ譲リ、敢テ之ヲ己レニ消費スルヲ目的ト為サス、故ニ之ヲ推譲ト云、其志甚タ遠大ニ在レハナリ」と述べている。このように、勤儉貯蓄という考えは衣食が不足しているから勤儉を行ったり、飢饉などの災害を危惧して（自分のために）貯蓄するのではなく、人間としての常の道（こころがけ）であると説いている³⁸⁾。

この推譲（貯蓄）の目的＝常の道について、岡田良一郎は信用組合と報徳社の関係から述べている³⁹⁾。岡田良一郎は「信用組合ナルモノヲシテ道德ノ集合体ナラザラシメバ、恐ラクハ此轍ヲ履ミ奸計ヲ為スモノ挙テ数フ可ラザルニ至ラン」「所謂道德ノ集合トハ金銭利倍積立ヲ目的トシタル貯金銀行ノ如ク然ルニ非

38) 「(名誉同盟員岡田良一郎君演説) 報徳演説筆記 全 帝国農家一致協会出版課」(1900 年)

39) 岡田良一郎「大日本信用組合報徳結社論(明治 25 年 5 月)」(『二宮尊徳全集 第 36 巻 別輯門人集』1977 年) 信用組合と報徳仕法との相違についての議論は、類似する両者の金融組織でありながら、報徳思想の中での金融活動と信用組合の利益活動との違いを明確にする意味でも有益である。

江守五夫「明治期報徳社運動の史的社会的背景(一)」(『法律論叢(明治大学法律研究所)』40-1, 2・3, 1966 年)では、品川弥次郎、平田東助が信用組合法を推進するにあたり節儉節約の報徳精神こそ地方自治制度発達の基盤をなすと評価しながら、信用組合設立を推進するものの、社団を構成する成員各自の経済的利益を眼目とする産業組合は、成員以外の社会全体に広く公益を捧げることを意図する報徳社の理念とは異なるものとし、明治 31 年の社団法人の認可を受けることとなり、産業組合法を待たずして訣別することを明らかにしている。また、中村雄二郎「岡田良一郎の報徳思想」『村落・報徳・地主制』(東洋経済新報社、1976 年)では、組織の性格として類似する信用組合と報徳社であるが、信用組合が営利を主として利益の分配にあてるのに対し、報徳社は子孫に永福を遺すことが目的であるという理念の違いが決定的な差異であると述べている。そして、「財本徳末」を主張する岡田良一郎の理念も岡田の二十代の発言であり、岡田良一郎を含む報徳社の指導者たちは地方自治振興の精神的指導権を確保し、営利法人ではなく社団法人に認可されることを選んだとする。そして、信用組合と報徳社をめぐる岡田良一郎と柳田国男の論争においても、岡田良一郎の立場は、信用組合問題に積極的でありながら、その性格は「道德のことを主とし、経済のことを客とする」という報徳の道でなければならなかった点を明らかにしている。こうした信用組合と報徳社との関係、位置づけの差異については、『「信用組合」設立をめぐる論争』『報徳社と信用組合論争』(森静朗『庶民金融思想史体系Ⅰ』日本経済評論社、1977 年)でも詳細に書かれてある。

なお、信用組合法成立過程については、他に渋谷隆一「わが国における信用組合思想の導入とその立法過程」(『社会経済史学』38-4, 1973 年)伊藤勇夫「黎明期の道標」(『協同組合の名著 第一巻 平田東助他』家の光協会、1970 年)もある。

ズ、善種ヲ積テ天徳ニ報ヒ、子孫永遠ノ幸福ヲ希図スルモノ是ナリ、善種ノ積金ハ始メヨリ大ナル能ハズト雖モ其志ノ遠大ナル希望ノ高尚ナル確乎トシテ奪フ可ラザルモノアリ、男女相和シテ子孫生ジ貧富相和シテ財宝生ズルノ理ニ原ヅキ善種積金分ニ随テ多少アリト雖トモ多ナルモノハ少ナルモノニ貸シテ以テ樂ミト為シ……」と、貯蓄の目的について、貯蓄銀行の様に自身の財産を増やすことではなく、子孫永遠の幸福のために貯蓄するのだと指摘する。その意味で、岡田良一郎は「信用組合の設立に尽力した」人物と言われながらも、信用組合の理念と報徳思想の理念とは一線を画していたのである。実際、信用組合設立を推進したことについて、岡田良一郎は、「当社は道徳を主とし、金融の事を客とす、軽重自から差あり、然れども社会経済の便を得るは、今日の急務なるを以て、結社貯蓄を為すの法宜しく信用組合を斟酌して、土地人情に適せしむべしと規定したり、金融の事は信用組合を設くれば善いのであるとは当社の規則には無い事である」⁴⁰⁾と、地域の社会経済の活性化の意味で信用組合の設立に尽力したものの、このことと報徳社の活動とは別であることを主張する。

ただ、信用組合設立当初はこの点が明確に区別けされていたわけではないようである。明治25年に設立した掛川信用組合の定款を参照すると、第十条の貸付先を参照すると「肥料及農具買入金」「田畑開墾、山林植附、質地受戻金」「商法及工業資金」「借財返済仕方金」「組合員ノ共同事業ニ係ル資金」と、地元の殖産資金に充てることとなっている。また、第十五条を参照すると「準備金積高資本金ノ十分一以上ニ及フ時ハ、其利子ノ十分ノ五以内ヲ掛川農学社補助金ト為スコシ」と、全ての利益を信用組合に積み立てるのではなく、勸農事業資金に充ててることを明記してある点は注意してよいだろう⁴¹⁾。

そして、その上で「信用組合ノ法ト報徳社ノ法トハ主義ノ大体ニ於テ固ヨリ異ナルアリト雖ドモ方法ニ於テハ略ボ之ト同一ノ点アリ」と、内容的に共通点があることを指摘する。ただ、信用組合の課題点として、①組合員ノ責任、②

40) 岡田良一郎「柳田国男氏の報徳社と信用組合論を読む」岡田良一郎『報徳講演 淡山論集 第四編』(1909年)

41) 「掛川信用組合定款(明治25年8月19日)」『静岡県史 資料編17 近現代二』(1990年)

【表 4】 報徳善種金貸付について（10 円借りて 5 年賦の場合）

	5.5% 利率の場合			善種金貸付について	
	金額	利子額	合計	返金額	残額
1 年目	10.000	0.550	10.550	2.000	8.550
2 年目	8.550	0.470	9.020	2.000	7.020
3 年目	7.020	0.386	7.406	2.000	5.406
4 年目	5.406	0.297	5.703	2.000	3.703
5 年目	3.703	0.204	3.907	2.000	1.907
6 年目	1.907	0.105	2.012	2.000	0.012

岡田良一郎「大日本信用組合報徳結社論」（『二宮尊徳全集 第 36 巻 別輯門人集』1977 年）

対人信用ノ程度，③低利資金ノ財源の三つの点を指摘している。ここで，対人信用に対する岡田良一郎の考えが読み取れる。すなわち「金銭貸借ノ信用ハ宗教道徳家ノ信用ト同ジカラズ，必ズ財産ノ有無ニ依テ信用ノ厚薄アルモノナレバ，信用ノ程度ハ其財産ヲ本トシ之ニ加フルニ積金ノ多寡其人ノ信義如何ヲ酌量セザル可ラズ人心ノ信義ハ一定ノ尺度ナリ経済ノ転変ニ依テ変換シ易キモノナレバ結局対物信用ニ帰着セザルヲ得ズ」と⁴²⁾，信用組合と報徳社の性格の類似性を指摘しつつも，金銭貸借は，単に人間関係や理念ではないため，積み金の多寡や対物（土地，家屋など）の担保など信用の根拠が必要であると説いている。このように，岡田良一郎は金融活動に実際関わるものとしての信用の持たせ方については対人だけに求めていないことがわかるだろう。

なお，報徳善種金貸付では無利息で 5 年賦で借った場合，5 年賦で元本を返済した段階で，1 年分の報徳元恕金（礼金）を支払うことにしている。つまり，10 円借りたとしたら，毎年 2 円ずつ 5 年間で返金し，返金終了後に追加で報徳元恕金として 2 円支払うことになっている⁴³⁾。これは，【表 4】に示した通り，

42) 岡田良一郎「大日本信用組合報徳結社論（明治 25 年 5 月）」（『二宮尊徳全集 第 36 巻 別輯門人集』1977 年）

43) 岡田良一郎「大日本信用組合報徳結社論（明治 25 年 5 月）」（『二宮尊徳全集 第 36 巻 別輯門人集』1977 年）

年5.5%の返済と同じであると述べている。そして、このことは、「信用組合ノ法ハ報徳社ノ善種積金活用ノ法ト同シク積立ノ利足ハ高ク貸附ノ利足ハ低シ……」と指摘する通りである⁴⁴⁾。

つまり、掛川銀行の頭取を務め(明治18年)、掛川信用組合の設立(明治25年)に尽力した岡田良一郎は、同時に勸農活動、勸業活動も推進していた。そのための資金繰りに近代的な金融機関は有益であると岡田良一郎は考えていたのだろう。そして、その有機的な連関を模索している。実際、岡田良一郎は掛川信用組合の創設だけでなく、明治34年から大正元年まで務めている。森町報徳社が遠江国報徳社から無利息貸付可否かで袂を分かつのは明治28年のことである。その意味では、金融のもつ社会的意義への理解は少なからずあったといえるだろう。

その後、明治39年に柳田国男が報徳会で講演した際、報徳社と信用組合との類似性と異質性が指摘される。柳田国男は、報徳社の守旧的性格を批判しつつ、資金を蓄積してしながら僅かな貸付しか行われていないことを批判し、近代的な信用組合へと改組すべきことを強調する⁴⁵⁾。それに対して岡田良一郎は「柳田国男氏の報徳社と信用組合論を読む」を発表し⁴⁶⁾、さらに「再び柳田国男氏の報徳社と信用組合論を読む」を発表する⁴⁷⁾。その中で、報徳社では資金貸付

44) 「(名誉同盟員岡田良一郎君演説) 報徳演説筆記 全 帝国農家一致協会出版課」(1900年) 岡田良一郎「大日本信用組合報徳結社論(明治25年5月)」(『二宮尊徳全集 第36巻 別輯門人集』1977年) 岡田良一郎「大日本信用組合報徳結社論(明治25年5月)」(『二宮尊徳全集 第36巻 別輯門人集』1977年)

45) 柳田国男「報徳社と信用組合との比較」(『時代と農政』1910年、柳田国男・他『協同組合の名著 第二巻』1971年所収)。なお、これは、明治39年1月に報徳会で柳田国男が講演したものである。『時代と農政』に所収の内容は、岡田良一郎の批判を受けたものが若干盛り込まれている。

なお、柳田国男の講演自体は『斯民』1巻2号、6号(明治39年5月・9月)に掲載されている。

46) 岡田良一郎「柳田国男氏の報徳社と信用組合論を読む」『斯民』1巻5号、明治39年8月。東畑精一「解題 柳田国男集について」(柳田国男・他『協同組合の名著 第二巻』1971年所収)。

47) 岡田良一郎「再び柳田国男氏の報徳社と信用組合論を読む」(『斯民』1巻8号、明治39年11月)。東畑精一「解題 柳田国男集について」(柳田国男・他『協同組合の名著 第二巻』1971年所収)。

鈴木藤三郎と岡田良一郎

【表 5】 岡田良一郎と日本精製糖会社との関り

明治 28 年	11 月 22 日	日本精製糖会社発起人会につき上京。
	12 月 5 日	日本精製糖会社発起人につき上京。
	12 月	鈴木藤三郎発起による日本精製糖会社の設立を援助し、監査役となる。
明治 29 年	1 月 28 日	日本精製糖会社創業総会に出席。
	6 月 4 日	日本精製糖会社検査。板垣内務大臣と面会。
	9 月 16 日	小名木川精製糖会社工場見分。利益計算を見る。
	11 月 18 日	小名木川精製糖会社へ訪問。
明治 30 年	6 月 8 日	日本精製糖会社役員会出席のため上京。
	10 月 17 日	小名木川精製糖会社役員会に出席。
	11 月 12 日	小名木川に行く。
	12 月 11 日 12 日	日本精製糖会社総会に出席。
明治 31 年	6 月 9 日	日本精製糖会社検査のため上京。
	6 月 12 日	日本精製糖会社株主総会に出席。
	10 月 9 日	日本精製糖会社所用にて上京。精糖課税問題につき内務省、大蔵省、憲政党本部などに行き、15 日帰途につく。16 日帰宅。
	11 月 11 日	上京。鈴木藤三郎方へ泊る。
	11 月 13 日	鈴木藤三郎とともに松方大蔵大臣に面会。砂糖課税はなさざる見込みとの回答を受け、同日帰国。
	11 月 16 日	日本精製糖会社取締役会に出席。
	12 月 6 日	日本精製糖会社監査のため上京。
明治 32 年	4 月 18 日	日本精製糖会社役員会のため上京、21 日帰国。
	5 月 8 日	日本精製糖会社役員会につき上京。
	9 月 21 日	日本精製糖会社重役会に出席。
	9 月 27 日	日本精製糖会社に出務。29 日帰国。
	12 月 10 日	日本精製糖会社監査のため上京。14 日同社総会に出席。15 日、同社新工場の件につき委員会に出席。18 日帰国。
明治 33 年	3 月 4 日	日本精製糖会社工場見分のため上京、7 日帰国。
	5 月 30 日	製糖会社課税命令の件につき上京。6 月 4 日帰国。
	6 月 8 日	日本精製糖会社検査のため上京。15 日同社総会に出席。
	11 月 13 日	日本精製糖会社重役会に出席。
	12 月 17 日	日本精製糖会社総会に出席。
明治 34 年	12 月 23 日	日本精製糖会社監査役を辞任。

「岡田良一郎年譜」より抄録。『報徳運動 100 年のあゆみ』（1980 年、龍溪書舎）

を行っているものの、これが主たる業務ではないこと、そして、名称などの守旧性は、「報徳の教えそのもの」であると反論する。その過程で岡田良一郎を始めとした報徳思想と信用組合の性格の不合性が鮮明となり、むしろ推譲のあり方は社会への協同であり、社会貢献であり公益であるとした。そして、子孫へ明日へ譲ることこそが常の道であると認識されていくのである⁴⁸⁾。

三．岡田良一郎と鈴木藤三郎

岡田良一郎と鈴木藤三郎との間で直接関係を示す史料はほとんどない。明治28年から34年にかけて岡田良一郎は鈴木藤三郎が参画した日本精製糖株式会社の監査役になっている。この時期の岡田良一郎の活動を【表5】にまとめてある。砂糖税の問題で、鈴木藤三郎と共に松方正義と面会しているが、ほとんど工場見学や監査のときに出席している程度である。岡田良一郎は大成した鈴木藤三郎について、「実ニ商法家ノ良規範タリト云ベシ」と、高く評価している⁴⁹⁾。ただ、この岡田良一郎と鈴木藤三郎の二人の考えにおいて2つの点で大きな違いを見ることができる。この点、一つは分度一推譲の理解の相違について、もう一つは資金融通に対する思想的相違について、の二つの点から紹介する。

1. 分度一推譲の理解の相違について

まずは、分度一推譲の理解の相違について、鈴木藤三郎が岡田良一郎に送った書簡から考えたい。長文ではあるが紹介しよう⁵⁰⁾。

48) 中村雄二郎「岡田良一郎の報徳思想」『村落・報徳・地主制』（東洋経済新報社、1976年）、「『信用組合』設立をめぐる論争」「報徳社と信用組合論争」（森静朗『庶民金融思想史体系Ⅰ』日本経済評論社、1979年）。

49) 「（名誉同盟員岡田良一郎君演説）報徳演説筆記 全 帝国農家一致協会出版課」（1900年）「……是ヨリ以来氏ハ次ニ業務ノ拡張ヲ謀リ東京ニ出テ冰糖製造ニ専ラ力ヲ用ヒ利益年々増倍シ、傍ラ精製糖業ニ従事シ数年ナラズシテ、数万ノ大資本ヲ得、遂ニ今日ノ大会社ヲ組織スルニ至ル、実ニ商法家ノ良規範タリト云ベシ」とある。

50) 村松敬司「鈴木藤三郎にみる報徳的企業者精神」（『地方史静岡』7、1977年）

【史料 5】

追白

往年愚拙冰糖事業ヲシテ東京ニ遷サント計画シテ先生ニ可否問フ
一先生曰ク子ノ營業現時一年利益幾何アルヤト、答テ曰ク純益壹千余円、
先生曰ク然ラバ子一生ニ何万円ノ財産ヲ望ムヤ明答セヨト、此時愚ハ笑
テ不答

二示后東京ニ転地シテ三ケ年后先生来訪アリ、一酒ヲ呈ス、席上ニテ先生
曰ク先年子ノ転地ノ際ハ前途ヲ憂慮シタリシモ今日益々盛アルハ幸ヒナ
リ、而シテ子ハ何十万ノ資産ヲ欲スルヤト、(愚笑テ不答)先生亦曰ク然
ラハ何百万カノ

三明治二十八年營業ヲ挙テ株式会社トナス、先生来臨アリ、一食ノ際先生
自語シテ曰ク、子ノ既往ノ経歴ヨリ前途ヲ想像スレバ十年后ハ砂糖王、
其十年后ニハ華族ダノー可々ト

以上ハ先生曾テ戯ニ愚拙ノ希望ヲ想像セラレタルモノナレ共、其推測意志
ノ一端ヲ伺フニ足ルモノナリ、然レ共愚拙ハ是迄一度モ前途ノ希望ヲ答タ
ル事ナキハ他ナシ、唯先生ノ愚拙ヲ見ル事我志ト異ルヲ以テナリ、然レ共
愚拙モ既ニ不惑ヲ越ヘタルヲ以テ今回序ナガラ聊カ前途二期スル抱負ト希
望ヲ此ニ申述候

抑々愚拙ハ明治九年二月(二十三歳)始メテ二宮尊徳翁報徳ノ大道ヲ拝聴セ
リ、是ヨリ熱心先輩ニ就テ道ヲ求ムル切ナリ、而シテ翌十年一月一日ヲ以
テ紀元トシ、家業万端報徳ノ道ニ準シテ制ヲ立テ躬行ヲ改メ而シテ先師ノ
開国法則チ荒地ハ荒地ノ力ヲ以テ開ト此訓ヲ法則トシ、我家業ニ応用シ実
行スル事五ケ年茲ニ於テ大ニ得ル処アリ、蓋シ此法ハ一切ノ事業ニ応用ス
ベキ大道ナル事ヲ信セリ、是ヨリ精糖業ニ志ヲ立テ研究スル事年アリ、漸
ク透明冰糖ヲ創造シテ營業トナス、而シテ二十一年東京ニ転シ、更ニ精製
糖ヲ研究シテ亦一個ノ營業トナリセリ而シテ去二十八年營業ヲ挙テ株式会
社トナス、最初三十万円ヨリ六十万円トナリ、亦本年更ニ二百万円トナル
将来益々順進シテ数百万トカサン、否ナルベキ理由アリ、是則チ糖業ハ

糖業ノ力ヲ以テ開クノ大道ナリト信ス、故ニ俯仰不恥ノ自信ヲ有ス愚拙曾テ数金ノ資ナレ共今日漸々増加スルト雖悉皆此事業ニ投スルハ当然ノ道ニシテ将来益々此大道ニ基キ誠心誠意以テ国家ノ一大事業ト成シ……（後略）

同史料は、村松敬司「鈴木藤三郎にみる報徳的企業者精神」において、鈴木藤三郎が岡田良一郎に宛てて送られた書状を紹介したものを引用したものである。史料の前半は酒席での二人の会話を紹介したものであり、後半は鈴木藤三郎自身の報徳思想と実業（砂糖業）を含めた人生観を紹介したものである。

まず、後半部分に目を向けよう。「荒地ハ荒地ノ力ヲ以テ開ト此訓ヲ法則トシ」という考えは、鈴木藤三郎にとって好きな尊徳の教えであることは先に紹介した通りである（【史料2】）。ちなみに、岡田良一郎も『活法経済論』において紹介してある通り⁵¹⁾、一致した考えととらえることができるだろう。さらに「家業ニ応用シ実行スル事五ヶ年茲ニ於テ大ニ得ル処アリ、蓋シ此法ハ一切ノ事業ニ応用スベキ大道ナル事ヲ信セリ」と、菓子業に援用した実戦的経験にもとづく5か年計画（分度を定めて推譲すること）の具体的内容についても【史料3】で紹介した通りだが、これは様々な点で応用できるとしている。そして、「是則チ糖業ハ糖業ノ力ヲ以テ開クノ大道ナリト信ス」と指摘している。鈴木藤三郎が自身なりに理解した報徳思想を糖業において実践した経験を紹介したのと言えるだろう。

続いて前半部分の会話の意味を考えたい。この二人の会話と両人の活動を踏まえたとき大きな違いを見出すことができる。それは史料中「先生ノ愚拙ヲ見ル事我志ト異ルヲ以テナリ」と「志の違い」ともいえるが、推譲（利益）の理解の違いとしてみるることができる。すなわち、分度を定めてその余剰部分を何に活用するかという点を考える時、鈴木藤三郎は、自身の事業に再投下していくことを考えている。まさに「荒地ハ荒地ノ力ヲ以テ開」いた結果が砂糖王といわれるにまで至ったわけである。この点を岡田良一郎は「一体どれだけ資産を持てばよいのか」という内容の発言をしているが、鈴木藤三郎は正に60年間開

51) 岡田良一郎「大日本信用組合報徳結社論」（『二宮尊徳全集 第36巻 別輯門人集』1977年）

掘し続けることで24億町歩となるという気概を持って製糖業の発展に邁進したといえるだろう。つまり、鈴木藤三郎の発想は、報徳思想に基づいた産業資本家の発想と言えるだろう。それに対し、岡田良一郎は、起業にも参画し、また、自身が資産金貸付所の総括や掛川銀行頭取、掛川信用組合の設立など金融機関の設立・運営に関与している。それは利益として資産を膨らませることを目指すのではなく、寄付などで集めた資金を公共施設の整備に使うようにしている。金融機関として預金を受けたものは、地域経済（特定産業ではなく、多様な産業の設立）の発展に寄与することを目指している。つまり、岡田良一郎にとって推譲の対象は地域の復興資金や将来に向けた投資であり社会に向けられている。その点で岡田良一郎の活動は多様だが、報徳思想に基いた発想といえるだろう。結果として、報徳社と信用組合との関係は推譲のあり方（利益に対する考え方）で相違が明確になるにつれ、次第に距離を置くようになり、最終的には訣別することになるが、岡田良一郎が設立に尽力した掛川信用組合の場合は、定款の第十五条で利益の一部を掛川農学社に充てるように⁵²⁾、推譲における貯蓄の考えにも表れている。繰り返すことになるが、鈴木藤三郎は貯蓄を推譲とせず、当該産業に投下していくことが推譲とするのに対し、岡田良一郎は貯蓄することも個々人にとっては推譲であると述べている。これは貯蓄を受けた金融機関が社会に投資する（いわゆる間接金融の考え方。ただしそれは利益目的ではない）ことを意味しているのだろう。ただ、この両者の発想の違いが、手紙に示された二人の発言に見られると考えられるのである。

2. 資金融通に対する思想的相違について

続いて資金融通に対する両人の思想的相違について紹介しよう。冒頭で紹介した通り、鈴木藤三郎が氷砂糖製法を実現し、砂糖工場を森町に建設する計画を立てた際、最初に融資を願い出た相手は岡田良一郎であった。しかし、融資は断られ、結局、森町の豪商福川泉吾を頼ることになる。岡田良一郎が融資を

52) 「掛川信用組合定款（明治25年8月19日）」（『静岡県史 資料編17 近現代二』1990年）

断った理由については一応、注3で紹介しているが、正確には不明である。ただ、岡田良一郎は蚕糸業や紡績業などの設立に関与していながらも経営的にうまくいかず、事業の難しさを認識していた。その意味で、市場の動向もわからない新たな企業の立ち上げに二の足を踏むのは、むしろ当然と言えるだろう。しかも、理論的には金銭貸借の性格を先に示した通り⁵³⁾、「金銭貸借ノ信用ハ宗教道德家ノ信用ト同ジカラズ、必ズ財産ノ有無ニ依テ信用ノ厚薄アルモノナレバ、信用ノ程度ハ其財産ヲ本トシ之ニ加フルニ積金ノ多寡其人ノ信義如何ヲ酌量セザル可ラズ人心ノ信義ハ一定ノ尺度ナリ」と、対人信用だけでなく、信用において財産の有無などが重要であることを指摘しているように、ある意味、融資に対する審査という面では厳しかった。だから、融資を拒んだ理由は岡田良一郎が鈴木藤三郎に対し、個人的な感情的意味があったわけではないだろう。むしろ、金銭貸借の信用の考え方の相違であった。「金銭貸借の考え方」という点で述べると、岡田良一郎の発想の方が近代的金融の考えとして合理的だといえるだろう。

逆に鈴木藤三郎が生まれ、報徳思想を学んだ森町村は、明治17年のとき遠江国報徳社で無利息貸与を全廃する動きがあったときには、森町報徳社社長である新村里三郎が反対している⁵⁴⁾。そして、結局28年に無利息扱全廃を決定する

53) 岡田良一郎『活法経済論』(1879年)

54) 新村里三郎は、文久元年に森町新村里助の養子となり、同3年に森町報徳社に入社している。その後、明治4年3月に森町他10か村と共に報徳社員と共に遠議社を設立した。明治8年には森町報徳社長となり、翌年には遠江国報徳社幹事に就任している。その後、難村救済や道路修繕費を寄付するなど地域振興に尽力している。そして、明治28年に遠江国報徳社から分離し、報本社を結成している。(静岡県『静岡県報徳社事蹟』1906年)『森町史』では、遠江国報徳社から退社する経緯を詳細に伝えている(「報本社」の設立と報徳運動の展開)『森町史 通史編 下巻』1998年)。新村里三郎が遠江国報徳社から退社する経緯については、「明治二十八年三月六日我報徳社之無利足金取扱之良法ヲ、遠江国報徳社第式館詰副社長ヨリ本社ノ方法五分利附ニ変更可致之御指示ニ相成、之ニ応スル不能次第、父豊作故名以来先師之御良法慕フコト久シ、漸ク小田原社江先師ヨリ御授ケニ相成タル御良法ト、同社々長福山翁ヲ自宅江御招請致シ、御伝習ヲ受ケ、今勤行之央ニ不至、故ニ無拠遠江報徳社ヲ退社セントシ、届書ト共ニ此帋通ヲ贈リ被越、往年之紀捻トシテ表彰ス」と、遠江国報徳社が五分金利とすることに対し、新村里三郎が無利息金を主張したことで、退社に至ったことが記されている。この内容は、遠江国報徳社から新村里三郎宛に出された以下の史料からも示される。

に当り、退社・分離し、このとき共に退社した25社と共に報本社を組織している。この無利息貸与は、足立洋一郎の指摘によれば「守旧的」ということになるのだろうし、また元借金として謝金を支払うことを考えれば利足と同じ意味を持つのかもしれないが、確かに利足の支払いが不要な無利息貸与は、初期投資の段階では起業家にとって有益であったといえるだろう。

鈴木藤三郎の融資に対する考え方について興味深い事例を二つ紹介しておこう。日本醤油会社設立に伴い、資金調達を受けた時の話しである⁵⁵⁾。

【史料6】

日本醤油株式会社は明治四十年六月鈴木藤三郎、郷誠之助、松方幸次郎、岩下清周氏等其の重役に任じ、資本金一千万円の堂々たる大会社として創立せられ、其株主にも知名の人士が多数加はつてゐた。

そこで創立早々重役が翁を鴻池銀行本店に訪ねて、「社会公益の事業であるから是非貸付をして戴きたい」と懇請した。然し飽迄冷静な銀行の責任者としての翁にとつては、事業の社会的意義とか、其の成否とかは、第二第三の問題であつて、債務の銀行に対する確実な保証が第一の問題であつた。そこで「重役全部が連帯責任を以て保証し、万一の場合重役各自が個人として弁済するといふ約束をするならば、融通しても宜しい」と、翁は応答した。漸く話が纏つて明治四十一年の九月から、四十二年の末迄に総額百三十万円の巨額を貸付けたのである。

同史料中にある翁とは原田二郎のことで、当時は鴻池銀行専務理事であつた。元々、明治8年(1875)に大蔵省に入省し、明治12年に横浜第七十四国立銀行頭取になっている。その後、鴻池銀行に入行し、晩年は鴻池銀行、鴻池家政の最高経営者になっている。鈴木藤三郎が設立した日本醤油会社の重役たちは「社会公益の事業であるから是非貸付をして戴きたい」と懇請しているのに対し、

「貴殿義我見ヲ主張シ、本社ノ指揮ヲ拒ミ、社員ヲ誘惑シテ町村社ノ分離ヲ企テ本社ニ妨害ヲ加フル少カラサルヲ以テ、州立社員退社ヲ命ス」。

なお、報本社が大日本報徳社と合同するのは、昭和5年(1930)3月のことである(『大日本報徳社への合同と報徳運動の進展』『森町史 通史編 下巻』1998年)。

55) 大久保徳五郎編『原田二郎翁小伝』(1940年)

鴻池銀行の原田二郎専務理事は「事業の社会的意義とか、其の成否とかは、第二第三の問題であつて、債務の銀行に対する確実な保証が第一の問題」と、資金の融通には社会的意義などが重要なのではなく、返金できるか否か、そのための担保は何かという点が重要なのだと指摘する。

同様に鈴木藤三郎が三井銀行の益田孝に資金調達を願い出たときの様子を示した【史料7】を紹介しよう⁵⁶⁾。

【史料7】

わたしが、さきに述べたように、三井物産会社と関係を生じて、資金の調達などの用件がしばしば起り、時の物産会社専務理事であられた益田孝氏を盛んに訪問した頃、益田氏は常に繁忙を極めており、面談するには、三日ぐらい通い続けねばならぬという状態でありましたから、わたくしは、当時日本橋の坂本町にあつた物産会社に、ほとんど日参したことがあります。

ところがその折り、物産会社の応接室に於て、鈴木藤三郎氏と時々同室する機会がありましたので、お互に顔見知りとなり、益田氏を待つ間に雑談を交わす間柄となりました。ある時わたくしは、何気なく、今日は何用で物産に来られましたかと伺いましたところ、鈴木氏は率直に、「金借りさ、金のない者が金のある三井へ借りに来るのは当然ではないか、君も多分益田さんに縋つて金を借りに来たのに相違あるまい、御同様さまだね」という御挨拶でありましたから……

つまり、融資をするためには、事業計画やそれを保証するための担保が重要なのだが、鈴木藤三郎の融資の考え方は事業の必要性といった理念や、お金が余っている人は必要な人に対し貸すのが当然という考え方があったようである。つまり、分度推譲の理念で述べると、余計なお金があれば推譲するのが当然であるという発想があった。岡田良一郎の言葉として、先に「貧富相和シテ財宝生ズルノ理ニ原ヅキ善種積金分ニ随テ多少アリト雖トモ多ナルモノハ少ナルモ

56) 「鈴木藤三郎とエキキスパート」棚橋寅五郎『化学工業六十年』（化学工業六十年刊行会、1951年）

「ノニ貸シテ以テ楽ミト為シ……」と、紹介した通りである。よって鈴木藤三郎にとって、事業は理念こそが大事であり、「お金がある人は無い人にお金を回す（推譲する）」ものであると考えていたようである。それは「金融」の言葉そのものであるといえるだろうが、それは金融業界の論理としては必ずしも常識的理解ではなかったのである。

この鈴木藤三郎の発想は報徳思想に基づく経済活動の理念から述べると、共感を生む議論であるが、実際の近代金融のあり方から考えると、必ずしも銀行だけでなく他所からも共感を得られなかったようである。

楫西光速は東京村山商店に資金の融通が断られた時の事例を以下の通り引用し、紹介している⁵⁷⁾。「日本では製糖事業といふものは、お上の力でやっても中々うまくゆかないのですから、とてもほかの人がやれよう筈はありません。先年、島が築地でやった時には同業者のうちでも大分金を出して大損をかけられた者がありますので、砂糖問屋は製糖事業と聞いただけでも身震いする位ですから、これはどこへお話しになつても無駄です。それに、氷砂糖のほうもなるほど東京へ工場をお移しになれば運賃は大分助かりますが、もともとこの品は高価なところが値打ちなのですから、さう安くする必要はありませんし、また産地がどこか分らないところで世の中に珍重されるというものですから、人の気のつかない地方で製造なさった方が、お互に利益も多いというものです。国益のためだなんていっても、そんなことは、だれもありがたがりはありませんよ。」という内容で紹介している。楫西は、この村山商店の番頭の言葉を「商業資本の性格を如実にあらわしたものとして、まことに興味深い」と評価しているように、金融業界のみならず、商店（問屋）などからも経営的リスクが指摘されている⁵⁸⁾。

もちろん、この話は伝記の中での紹介であり、全てが真実だとは言い難いものの、このように、鈴木藤三郎は事業推進には積極的であったものの、資金調

57) 「鈴木藤三郎」(『産業史の人々』東京大学出版会、1954年)、鈴木五郎『鈴木藤三郎伝』

58) 鈴木藤三郎が精製糖事業を推進する時に渋沢栄一の援助を望んだが、断られている。(鈴木五郎『鈴木藤三郎伝』東洋経済新報社、1956年)

達には信用を得ることができず苦心したことは間違いないだろう。

おわりに

以上、「鈴木藤三郎と岡田良一郎」と題し、同時期に報徳思想を規範に生きた二人の思想的な違いから明治期における報徳思想について明らかにしてきた。最後に両者の実際の行動と思想の違いを整理しつつ、当該期の報徳思想について明らかにしていきたい。

産業史の視点から述べると、鈴木藤三郎は実業家として発明家として、極めて重要な人物であるといえる。かかわった事業は、主に砂糖精製糖業、製塩業、醤油醸造業だが、いずれも重要な発明をし、個々の産業史に大きな足跡を残したはずである。しかし、日本精製糖会社は途中で退任することとなり、製塩業は志半ばで終わり、日本醤油会社も社長を追われている。これらの活動については、今後明らかにしていきたいが、本論の主眼である報徳思想との関りから述べると、鈴木藤三郎は報徳思想を行動の規範とし、また大きな挫折や困難を乗り越えるときの精神的支柱にしていたと言えるだろう。

鈴木藤三郎は実業家として、報徳思想の理念を自身の行動に役立てた。とりわけ好きな言葉は「荒地を開くに荒地の力を以てす」であり、行動規範としては鈴木藤三郎なりの分度—推譲の解釈に基づいていた。物事に対して一心不乱に邁進すること、そして分度を定め、余った資金（度外の分）一切を次の産業資金に充てることで、急速な成長を実現したのである。ただ、その意味で鈴木藤三郎は「金」に対する考えは甘かった。つまり、鈴木藤三郎にとっては、生活の糧としての「金」であり、産業資金としての「金」であった。報徳思想に基けば、金がある人は、無い人に対して推譲することが重要だった。その考えは「資金の融通」という一般的な言葉だけで考えれば間違いないだろう。しかし、近代以降の社会一般で金融業界が考えるところの資金の融通においては、理念だけで「金」は融通されず、担保（信用）を必要としたのである。こうした「わきの甘さ」が実業家として活躍することができなかったといえるだろう。

一方、岡田良一郎は、近世以来の庄屋の家を引き継ぎ豪農として、尊徳のも

とでの四高弟の一人として報徳思想を引き継ぐ立場として、そして、掛川農学社、紡績会社、掛川銀行頭取、掛川信用組合の設立、掛川信用組合の理事長など殖産興業推進の立役者（地元名望家）としての役割を果たしてきた。つまり、地域の存続繁栄を基礎に考えていた人物と言えるだろう。このため、晩年、岡田良一郎は大日本報徳社の社長となるが、この時期の思想と、明治初年ごろの思想とは必ずしも一致していると理解するのは難しいだろう。

この点、岡田良一郎の人物的評価を明らかにすることが求められるが、金融面での関りから述べておきたい。すなわち、財本徳末を主張した時期（明治10年代）、信用組合に尽力し、信用組合で得られた利益の一部を掛川農学社の補助金に充てることを目指した時期（明治20年代）、そして、柳田国男との議論の中で、「当社は道徳を主とし、金融の事を客とす」と主張している時期（明治30年代）とは明らかに思想の変容を見ることができるだろう。恐らく岡田良一郎は地域経済の発展を金融に期待していたと思われる。しかし、その限界と信用組合が利益を期待するという役割が明確化する中で（柳田国男との論争が展開される中）、将来へ社会の公共性、公益性に推譲することを目指す報徳社の活動との違いが明らかとなり、岡田良一郎の言葉になったのだらうと思われる。

なお、岡田良一郎は、信用組合と報徳社との関係は最終的に否定しつつも、信用組合そのものを否定していたわけでもなく、また、金融組織を否定したわけでもない。実際、明治34年には掛川信用組合の理事長になっている。ただ、事業の失敗の経験からも、金融の考え方自体審査は厳しかった。それが、鈴木藤三郎への融資を断ることにもなったのである。

つまり、繰り返すと、同じ報徳思想の持主でありながら大きな違いは、分度―推譲の理解をめぐる点にあると言えるが、簡潔な言い方で述べれば、鈴木藤三郎の考えは、得られた利益は、社員教育や技術革新、価格を低くするなど、当該産業へ振り向けられるべきであるとしているのに対し、岡田良一郎の場合、利益が得られた場合は貯蓄することをうたっている。貯蓄したものは社会活動や勸業への投資など公益・公共に向けた将来への投資へと振り向けられたのである。

〔付記〕本論は、2021年6月12日に開催された日本経済思想史学会全国大会（オンライン）で行なわれたシンポジウム「報徳と協同の思想—自治・実業・教育—」で報告した「鈴木藤三郎と岡田良一郎」をまとめたものである。本シンポジウムの事前学習会、大会当日の議論では、多くの意見をいただいた。記して感謝を申し上げます。